

日本で働こうとする外国人の皆さまへ

中国語

# 致在日本 求职的 外国人

请利用公共职业安定所，确保规范的就业途径！

厚生劳动省・ハローワーク（公共职业安定所）

# 目 录

前 言 .....	3
1 在日本可以工作的外国人、不可以工作的外国人 .....	3
★具有以下在留资格的外国人可以在日本工作。 .....	3
★具有以下在留资格的外国人没有获得资格外活动的许可，则不得在日本工作。 .....	5
★以下情况属于非法就业。 .....	5
★从事的工作属于其他在留资格的规定范围时，请申办在留资格的变更手续。 .....	7
★超过在留期限者不可再停留在日本境内。 .....	7
★从“留学”变更到“技术”、“人文知识 国际业务”等能够就劳的在留资格的 申请手续如下所示。 .....	7
2 找工作之际 .....	9
★在日本找工作时，请大家利用 HELLO WORK。 .....	9
★ HELLO WORK 的利用方法 .....	9
★“求人票”的看法 .....	11
★面试与录用 .....	13
★未经许可或申报而擅自进行职业介绍、或向其他企业派遣劳动者等属于违法行 为。在日本找工作时，请警惕非法介绍商，以免受害。 .....	13
★简历的书写格式 .....	15
3 须知的日本劳动基准法律 .....	19
★在日本工作的外国人受到劳动基准法的保护。根据同法令规定雇主有义务做到 下列各事项。（摘要） .....	19
4 辞职之际 .....	23
★辞职时，请注意以下各点。 .....	23
★凡被日本国内企业所雇用的，一部分临时工等短期劳动者除外，原则上必须享 受雇用保险，因此雇用保险的加入者，请在辞职后办理有关手续。 .....	23
★职业培训 .....	27
5 其他各种劳动者能加入的保险制度 .....	29
<附录>	
★关于外国人劳动者雇用条件和劳动条件的指导方针 .....	33
★法务省入国管理局联络处一览、外国人临时居住综合信息中心联络处一览 .....	39
★提供翻译服务的公共职业安定所（平成17年（2005年）2月截止）一览 .....	41

# 目次

はじめに	4
<b>1. 我が国で働ける外国人・働けない外国人</b>	
★日本で働ける在留資格	4
★資格外活動の許可を得なければ日本で働けない在留資格	6
★不法就労となる場合	6
★他の在留資格に属する仕事を専ら行う場合には、在留資格の変更を行いましょ	8
★在留期間満了日を超えて我が国に在留することはできません	8
★「留学」から「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格への 変更の手続について	8
<b>2. 仕事を探すときには</b>	
★日本において仕事を探す場合には、ハローワーク（公共職業安定所）を利用 しましょ	10
★ハローワークの利用方法について	10
★求人票の見方について	12
★面接と採用について	14
★許可や届出なしに職業紹介事業や労働者派遣事業等を行うことは違法です。 日本で仕事を探すときには、違法なブローカーによる被害に遭わないよう ご注意ください	14
★履歴書の書き方について	16
<b>3. 知っておくべき日本の労働基準関係法令</b>	
★日本で働く外国人の方には、労働基準法等関係法令が適用されます。同法令 の規定により事業主にその実施が求められている事項には以下のようなもの があります（抜粋）	20
<b>4. 退職に当たっては</b>	
★働いていた会社を退職する場合には以下の点にご留意ください	24
★日本国内の事業所に雇用された一定の条件に該当する方は雇用保険が適用されま すので、雇用保険の被保険者となっている人は退職後に手続きを行ってくださ い	24
★職業訓練について	28
<b>5. その他の労働者のための保険制度について</b>	30
〈付属資料〉	
★外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針	34
★法務省入国管理局、外国人在留総合インフォメーションセンター連絡先一覧	39
★通訳を配置しているハローワーク一覧（2005年2月現在）	41

## 前 言

在日本工作的外国人逐年增加，但是其中有一部分人是通过非法介绍商等不正规的渠道就业的，或是由于缺乏有关的日本劳动法律常识而与雇主在劳动条件等问题上发生冲突。此外，由于不理解日本的各种社会保险制度而未能领取到本可以享受的各种经费，本人及其家属在患病之际也无法接受充分的医疗。

因此，为了能在日本安全地、舒适地工作和生活，正确地掌握有关日本劳动法律的各种知识和信息对外国人来说是十分重要的。特别是准备来日本工作的外国人，在赴日之前应事先作好充分的准备和收集各种信息。

为促进已在日本工作或将要来日本工作的外国人通过正规途径就业、能在合法的劳动条件下工作，我们将须知的各基本法律事项编辑在这本手册里。请充分利用本手册，以助您在日本能愉快地工作，并希望您能尽早适应日本的生活和文化，充实您的工作生活。

## 1 在日本可以工作的外国人、不可以工作的外国人

外国人因就业来日之际，其入境及在留资格等需遵从“出入国管理及难民认定法”（以下简称“入管法”）的各项规定。

具有以下在留资格的外国人可以在日本工作。

### （1）可以从事任何职业和行业的在留资格

有“永久居留者”、“日本人配偶者等”、“永久居留者配偶者等”及“定居者”等在留资格的人，因为在日本国内的就业不受任何限制，所以可以从事任何职业的工作，而且还可以自由地更换其他工作。

### （2）职业、行业、工作内容等被限定在一定范围内的可以工作的在留资格

有“教授”、“艺术”、“宗教”、“报导”、“投资·经营”、“法律·会计业务”、“医疗”、“研究”、“教育”、“技术”、“人文知识·国际业务”、“企业内转勤”（企业内部调动）、“兴行”（文艺活动）、“技能”和“特定活动”等在留资格。所谓“特定活动”是指休假打工及技能实习生等在法务大臣指定的活动范围内可以就业的在留资格。

具有上述在留资格者，在各自的在留资格允许范围内的就业活动将被认可。

此外，具有上述在留资格者，如果从事属于其他在留资格范围内的有收入的经营性或接受报酬的职业活动时，必须事先到就近的入国管理局等处申请资格外活动许可或在留资格的变更。

## はじめに

日本で働く外国人の方々の数は年々増加しています。しかし、違法なブローカーを通じて来日し、就職先の斡旋を受けて就労したり、日本の労働法や職場生活習慣の知識に乏しいために、労働条件等をめぐって雇用主等との間で摩擦が生じたりする事例が生じています。また、日本の社会保障制度への誤解等から適正な給付が受けられず、本人や家族の病気に際して十分な医療を受けられないといったケースもみられます。

従って、外国人の皆さまが日本で就労し、安全で快適な生活を送るためには、日本の法律や制度等について、正しい知識や情報を持つことが重要です。特に、これから新たに来日しようとしている方々は、出発前に入念な準備と情報収集を行うことが望まれます。

このパンフレットは、日本で働こうとしている又は働いている外国人の皆さまが、適正な就労ルートを通じて仕事を見つけ、適正な雇用管理の下で働くことを促進するため、知っておいていただきたい基本的な事項を取りまとめたものです。日本で適法に快適に働くために、是非、このパンフレットを活用し、日本での生活の一助とし、1日も早く日本の生活や慣習に慣れ、潤いのある勤労生活を送ってください。

## 1 我が国で働ける外国人・働けない外国人

外国人が就職し働くために日本に入国・在留する場合、これに関する基本的事項は「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」といいます。）に定められています。

### 日本で働ける在留資格

#### (1) 職種、業種を問わず就労可能な在留資格

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」の在留資格を有する方は、日本国内での就労活動に制限はありませんので、どのような職業でも就労することができ、また、他の職業に転職することも自由です。

#### (2) 一定の範囲内の職種、業種、勤務内容に限って就労が可能な在留資格

「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」の在留資格とワーキング・ホリデーや技能実習等の法務大臣が指定した活動に限り、就労が認められている「特定活動」の在留資格を有する方々は、各在留資格に該当する就労活動が認められます。

なお、これらの在留資格の場合、他の在留資格に属する収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うときは、あらかじめ地方入国管理局等で資格外活動の許可又は在留資格変更の許可が必要です。

具有以下在留资格的外国人没有获得资格外活动的许可，则不得在日本工作。

有“文化活动”、“短期滞留”、“留学”、“就学”、“研修”及“家族滞留”等在留资格者不可以在日本国内进行有收入的经营或接收报酬的职业活动，所以不能正式就业，而且原则上也不能成为公共职业安定所的职业介绍的对象。

因此，如果具有上述在留资格者希望工作，必须事先前往就近的入国管理局等处申请资格外活动许可。且资格外活动只在不影响原在留资格活动的前提下才给予批准。

“留学”和“就学”的在留资格者需要打工时，事先获得了资格外活动许可的话，其法定打工时间如下表所示。且，获得了资格外活动许可的在留者，也不得从事风俗服务业。（指夜总会、麻将馆、召妓酒馆等）

		一周的打工时间	教育机构长假里的打工时间
留学生	大学等的正规生	一周28小时以内	一日8小时以内
	大学等的旁听生、研究生	一周14小时以内	
	专门学校等的学生	一周28小时以内	
在读生		一日4小时以内	

以下情况属于非法就业。

以下情况的就业属于非法就业，将作为违反入管法的资格外活动处理，将被强制遣送回国或科以刑罚。

- (1) 虽具有可以就业的在留资格但没有获得资格外活动许可，擅自进行超出在留资格许可范围以外的有收入的经营或接收报酬的职业活动时。
- (2) 既没有可以就业的在留资格也没有资格外活动许可，擅自从事有收入的经营或接收报酬的职业活动时。
- (3) 超过了规定在留期限仍在就业时。

<关于在留资格等的详细情况，请向就近的入管局询问。（请参照第39页）>

## 資格外活動の許可を得なければ、日本で働けない在留資格

「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「就学」、「研修」及び「家族滞在」の在留資格を有する方々は、日本国内で収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことが認められていませんので、雇用されることはもちろん、原則として、ハローワーク等における職業紹介の対象ともなりません。

よって、これらの在留資格を有する方が就労しようとする場合には、あらかじめ地方入国管理局等で資格外活動の許可を受ける必要があります。但し、資格外活動は、本来の在留資格に属する活動を阻害しない範囲内で、相当と認められる場合にのみ許可されます。

「留学」及び「就学」の在留資格を有する方々が、資格外活動許可取得後のアルバイト可能時間は、原則として以下のとおりです。なお、資格外活動許可を取得した方であっても、風俗営業等に従事することはできません。

□■□ 留学生・就学生のアルバイト可能時間一覧表 □■□

		1週間のアルバイト時間	教育機関の長期休業中のアルバイト時間
留学生	大学等の正規生	1週間につき28時間以内	1日につき8時間以内
	大学等の聴講生・研究生	1週間につき14時間以内	
	専門学校等の学生	1週間につき28時間以内	
就学生		1日につき4時間以内	

## 不法就労となる場合

以下の就労は不法就労として、入管法違反の資格外活動となり、退去強制又は刑事罰の対象となります。

- (1) 就労できる在留資格であっても、資格外活動の許可を得ずに当該在留資格で認められる範囲外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行った場合。
- (2) 就労できない在留資格であり、資格外活動の許可を得ていないにもかかわらず、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事した場合。
- (3) 定められた在留期間を超えて滞在し、就労した場合。

<在留資格等の詳細は、最寄りの地方入国管理局までお願いします。(→39ページ参照)>

从事的工作属于其他在留资格的规定范围时，请申办在留资格的变更手续。

从事的工作超越现有在留资格的许可范围时，必须获得法务大臣颁发的在留资格变更的许可。因此，如果没有得到许可而从事有收入的经营项目及接受报酬的职业活动的话，则作为违反入管法处理，将被强制遣送回国或科以刑罚。在留资格变更的许可手续必须在在留资格终了之前进行申请。在取得许可之前，可以继续从事现有在留资格所规定范围内的活动，但是不能从事申请中的在留资格所规定范围的活动，否则也作为违反入管法处理。

此外，在留资格的变更手续必须去就近的入国管理局等处办理，提交证明在日本国内的活动内容和期间等材料以及证明身分关系的材料。

“短期滞留”在留资格的人，在入管法上，除了有特别理由之外，不允许进行在留资格变更。

超过在留期限者不可再停留在日本境内。

原定在留期限之后希望继续在日本从事其活动时，必须取得法务大臣颁发的在留期间更新的许可。在留期间更新的许可的手续办理方法和在留资格变更手续相同。

如果没有得到许可、超过在留期限继续停留在日本国内的话，则属于违反入管法，将被强制遣送回国或科以刑罚。

从“留学”变更到“技术”、“人文知识·国际业务”等能够就劳的在留资格的申请手续如下所示。

具有“留学”在留资格、而且是研究生院、大学、短期大学和“高等专门学校”的在校生，如果①具有符合在留资格的性质、②其学历等符合各个在留资格所要求的基准的话，就可变更到能够在“技术”、“人文知识·国际业务”领域就业的在留资格。

“专修学校”专门课程毕业生，则必须①具有“专门士”称号、②符合在留资格的性质③只有“专修学校”的专业与职业相关时，才有可能变更到能够就业的在留资格。

此外，持有“留学”在留资格、但只是“专修学校”高等课程及一般课程毕业的人，以及持有“就学”在留资格的人，因其学历不符合就业在留资格所要求的基准，所以不能就业。但是，在进入这些学校之前在日本国内或者在祖国已有大学毕业等学历等的话，或者已经有规定的实际业务经验等的话，有可能获得能够就业得在留资格的变更许可，并进行就业。

<关于在留资格的详细情况，请向就近的入管局（请参照第39页）询问。>

他の在留資格に属する仕事を専ら行う場合には、在留資格の変更を行いましょ

現に有する在留資格とは別の在留資格に属する活動を専ら行おうとする場合には、法務大臣による在留資格変更の許可を受ける必要があります。よって、これを受けずに、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行った場合、入管法違反となり、退去強制や刑事罰の対象となります。この在留資格変更許可申請は在留期間満了日以前に行う必要があります。この許可を受けるまでは現に有する在留資格に属する範囲内の活動を継続することはできますが、申請中の新たな在留資格に属する範囲の活動を行ってはなりません。この場合も入管法違反となります。

なお、在留資格変更の手続は地方入国管理局等において、日本国内での活動の内容や期間を証明する文書又は身分関係を証明する文書等必要な資料を提出して行ってください。

但し、「短期滞在」の在留資格を有する方については、入管法上、やむを得ない特別の事情に基づく場合を除き、在留資格の変更は許可されません。

在留期間満了日を超えて我が国に在留することはできません

在留期間満了日を超えて引き続き日本国内においてその活動を継続する場合には、法務大臣による在留期間更新の許可を受けなければなりません。この在留期間更新許可申請の手続は、在留資格の変更の場合と同様です。

この許可を受けることなく在留期間を超えて日本国内に在留することは入管法違反となり、退去強制や刑事罰の対象となります。

「留学」から「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格への変更手続  
きについて

「留学」の在留資格を有する方のうち、大学院、大学、短期大学、高等専門学校に在学の方については、①在留資格該当性があり、②その学歴等が各在留資格で求める基準に適合する場合に、「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格に変更できます。

専修学校専門課程の方については、①「専門士」の称号を有する方で、②在留資格該当性があり、③専修学校で学んだ内容が職務と関連性がある場合に限り、就労可能な在留資格への変更が許可されます。

また、専修学校高等課程及び一般課程の方を始め、「就学」の在留資格を有する方の就職については、就労が認められる在留資格で求める基準の学歴に適合しないため、就職することはできません。但し、これらの学校に入校する以前に日本国内又は母国において大学卒業等の学歴等を有する場合、あるいは基準により要求する実務経験等を満たしている場合には、就労可能な在留資格への変更許可を受けて就職することができます。

<在留資格等の詳細は、最寄りの地方入国管理局までお願いします。(→39ページ参照)>

## 2 找工作之际

在日本找工作时，请大家利用 HELLO WORK。

HELLO WORK（公共职业安定所）（以下简称 HELLO WORK），无论是对日本人还是对外国人都同样提供就业信息、职业咨询·介绍等服务。

全国主要的市、町、村的610所 HELLO WORK（包括分所、办事处）通过计算机联网，在任何一个 HELLO WORK 您都能看到全国各地的招聘信息。需要找工作时，请前往就近的 HELLO WORK。

此外还可以在联网上通过 HELLO WORK 的网页检索符合自己要求的招聘信息（参照以下的 URL <https://www.hellowork.go.jp/>，但是只有日文版）。在网页上提供关于职业种类、工资等招聘条件的信息，还根据招聘方的要求，公开招聘方的企业名称、地址、电话号码。

另外，一部分 HELLO WORK（请参照第41页）还配有翻译人员，日语水平不足的人，请前往利用。同时，在东京和大阪还为留学生及专业技术人员开设了“外国人职业介绍服务中心”（请参照第47页）。

### HELLO WORK 的利用方法

HELLO WORK 的工作时间为上午8点30分至下午5点（中午12点至下午1点为休息时间），休息日为星期六、星期日和国民节假日以及年末年初（12月29至1月3日）。有些 HELLO WORK 配备有翻译人员的“外国人雇用服务专柜”，但翻译并非每天都在，有翻译的日期和时间是指定的。时间等有时也会有所变动，因此最好事先打电话联系，或请懂日语的家属或朋友陪同前往。

到 HELLO WORK 后，请先进行“求职登记”。“求职登记”需要填写规定的“求职申请书”。“求职申请书”是 HELLO WORK 进行职业咨询和职业介绍的重要的基本材料，请务必正确填写。若有不明之处，请与工作人员商量后填写。HELLO WORK 将按“求职申请书”上您所希望的职业和劳动条件等进行咨询、介绍。进行求职登记后，将交付“HELLO WORK 卡”，以后请出示该卡。获得“HELLO WORK 卡”之后，可在全国的 HELLO WORK 获得职业介绍。并且，HELLO WORK 将通过职业咨询，根据您的能力（资格、执照、经验等）以及适合性等，帮助您实现再就业。

一旦有合适的工作，职员将与该招聘单位联系，约定面试或考试的日期时间。但是，也会有录用者已经确定、或对方不给予面试机会的情况，请予以理解。另外，在进行“求职登记”之际，将确认您的在留资格及在留期间，所以请携带“外国人登录证明书”、“护照”等。

招聘单位的面试日期决定之后，将发给您“介绍信”。上面写有面试的时间和地点，请务必确认。此外，面试时除了携带介绍信以外，还必须携带其他的一些材料（简历等），届时请向职员详细确认。



## 2 仕事を探すときには

日本において仕事を探す場合には、ハローワーク（公共職業安定所）を利用しましょう

ハローワーク（公共職業安定所）（以下、単にハローワークという。）では、外国人の方に対しても、日本人と同様に、職業相談、求人情報の提供、就職先の斡旋等のサービスを行っています。

全国の主要な市町村に約610所あるハローワーク（分室、出張所含む。）は、オンライン・システムで結ばれており、どのハローワークにおいても全国の求人情報をみることができます。仕事を探す場合には、最寄りのハローワークをお訪ねください。

なお、インターネット上でもハローワークインターネットサービスの中で、条件にあった求人情報を検索することができます（<https://www.hellowork.go.jp/> 参照。但し、日本語のみ。）。ここでは、職種・賃金等の募集条件についての情報に加え、事業主の希望に応じ、求人事業主の事業所名、所在地、電話番号を提供しています。

また、通訳を配置したハローワーク〈→P41〉もありますので、日本語が不十分な方はこれらのサービスをご利用ください。さらに、留学生や専門的技術を有する方々のために、「外国人雇用サービスセンター」〈→P48〉を東京都と大阪府に開設しています。

### ハローワークの利用方法について

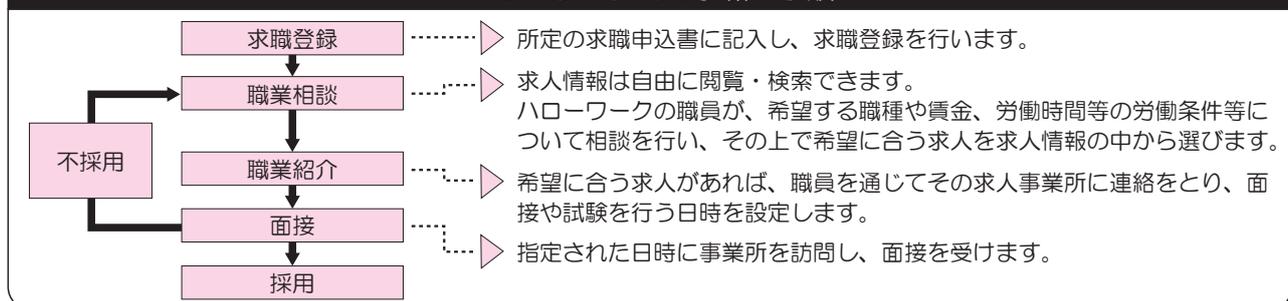
ハローワークの開庁時間は原則として午前8時30分から午後5時まで（午後0時から1時間は休憩時間）で、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。通訳を配置した「外国人雇用サービスコーナー」のあるハローワークでも、常時通訳がいるわけではなく、通訳がいる曜日や時間が決まっています。時間等が変更になっている場合もあるので、事前に電話で問い合わせて行かれるか、日本語のできる家族や友人を伴って来所することをお勧めします。

ハローワークでは、最初に求職登録を行ってください。求職登録は、所定の「求職申込書」に記入して行います。求職申込書は、ハローワークが職業相談や職業紹介を行うための重要な基本資料となりますので、正確に記入してください。分からないところは、職員と相談しながら記入してください。ハローワークでは、求職申込書を基に希望する職種や労働条件等について相談を行います。求職登録すると、「ハローワークカード」を交付しますので、次回以降、ご提示下さい。一度、「ハローワークカード」の交付を受けると全国のハローワークにおいて、職業相談を受けることができます。また、ハローワークではこの職業相談を通じて、あなたの能力（資格、免許、経験等）や適性等を考慮し、あなたの再就職の実現をお手伝いします。

希望に合う求人があれば、職員がその求人事業所に連絡をとり、面接・試験を行う日時を設定致します。但し、既に採用者が決まっていたりして、面接に応じてもらえないこともあるので御了承ください。また、求職登録の際に在留資格及び在留期間の確認をさせていただきますので、「外国人登録証明書」、「旅券（パスポート）」を必ずご持参ください。

事業所訪問の日時が決まったら、「紹介状」をお渡しします。面接日時や場所が書いてあるので確認してください。また、面接には紹介状のほかに自分で作成して持参する必要のある書類（履歴書等）もあるので、職員に確認してください。

### ハローワークでの求職の手順



## “求人票”的看法

### 求人编号

所有的招聘信息都由此编号管理。查询之际，需要此编号。

### 介绍期限

因为是由招聘者决定的，所以可能会在此日期之前取消招聘。请尽快应聘。

### 雇用期间

预定的雇用期间在此注明。

### 工作场所

录用之后实际工作的场所。有时与公司地址不同，请留意。

### 需要的经验、资格

这是雇主最重视的条件之一。不达到这个条件的话，有可能没有面试机会。

### 节假日·周末双休制

固定为节假日的日期在此注明。周末双休制中注明了其形态，如无制度，则注明“无”。

求人公開カード(一般)

求人番号: 61010 60341 16. 9. 2 | 6. 11. 30 | 職種: システム開発、設計 | 業種: 情報通信業 | 募集人数: 1 | 給与: 160,000 - 360,000 | 雇用期間: 06 | 10

求人名称: ハローシステム株式会社

勤務先住所: 〒123-4567 △△△△△△△△△△ 110-7

勤務先電話番号: 03-1234-5678 | 03-1234-5678

求人URL: http://www.oo-oo.co.jp | E-mail: aaa@oo.co.jp

職務内容: コンピューターのアプリケーション開発の支援・運用管理をベースとした技術支援。

必要な経験・資格: 理工系大学以上

給与: 月給制 毎月20日 | 毎月25日

勤務時間: 8時30分～18時30分

休日: 毎週日曜日

休日・休暇: 年休 5.0日分 | 有給 5.0日分

給与: 160,000円 - 360,000円

求人番号: 61-2345-6789

### 工资的计算形态

主要有月工资制、日工资制、钟点工资制。请在咨询窗口确认。

### 工作时间、轮班制

工作时间有两种以上时，有时是都必须工作的，有时只要从中选择任何一种，所以请留意。

### 工资

A 栏为基本工资。金额有跨度时，根据应聘者的经验等而定，所以在面试时请确认。B 栏是必须支付的津贴。其他栏是根据个人情况而支付的各种津贴，如家属津贴和实力赏金等。交通津贴请在面试时详细确认。

### 加薪、奖金

这是根据前一年的实际成绩而定，并不是在被录用时就有保证的。

# 求人票の見方について

## 求人番号

全ての求人情報は、この番号で管理されています。お問い合わせ等のときに、この番号が必要です。

## 紹介期限日

採用者が決定するので、この日より前でも求人を取り消されることがあります。早めに応募しましょう。

## 雇用期間

あらかじめ雇用期間が定められている場合、ここに示されます。

## 就業場所

この求人に応募し、採用された場合に実際に就労する場所です。所在地と異なることがあるので、注意しましょう。

## 必要な経験等・免許資格

事業主が最も重視する条件の一つです。この条件を満たしていないと、面接が受けられないこともあります。

## 休日・週休二日制

休日となる曜日が固定されている場合、その曜日が示されます。週休二日制ではその形態を示しています。制度が無ければ「無」と示されます。

求人公開カード (一般)

求人番号: 61010603411692161130

会社名: ハローシステム株式会社

職種: システム開発、設計

給与: 160,000円 - 360,000円

就業時間: 8時30分～18時30分

休日: 毎週日曜

必要な経験等: コンピューターのアプリケーション開発の支援・運用管理をベースとした技術支援。理工系大学以上

就業形態: 月給制

就業場所: 東京都中央区

## 賃金形態

主に、月給制、日給月給制、時間給制があります。窓口でご確認ください。

## 就業時間・交替制

複数のパターンが記載されている場合、いずれの場合でも就労しなければならないものと、これらの中からいずれかを選定するものがあるので、ご注意ください。

## 賃金

a欄は、基本給です。金額に幅がある場合、応募者の経験等により決まりますので、面接時に確認しましょう。b欄は、必ず支払われる手当です。その他の欄は、個人の状況により支払いが異なる手当で、扶養手当や歩合給等です。通勤手当は面接時に充分確認しましょう。

## ベースアップ・賞与

前年度の実績に基づきますので、必ずしも採用された場合に保証される手当ではありません。

## 面试与录用

面试时，几乎所有单位都需要“简历”。简历是向招聘单位推荐自己的重要材料，必须内容真实，书写清楚，字迹端正。标准规格的履历表可前往文具店购买。应该使用黑色的钢笔或圆珠笔填写。

面试不得迟到。万一由于交通延误等不能够准时到达的话，应该与“介绍信”上明记的录用负责人电话联系。另外，想事先取消面试或变更面试时间的话，请事先与“介绍信”上明记的录用负责人电话联系商量。

面试的结果，有可能是录用，也有可能是不录用。即使被录用，如果你不愿意去可以拒绝。另外，录用时，考虑到你所具有的能力等，有可能提出比“求人票”上记载的劳动条件更低的条件，因此，在承诺时，让招聘单位明确劳动条件等是非常重要的。

不被录用时，我们会继续帮助您找工作，请随时到 HELLO WORK 咨询。

未经许可或申报而擅自进行职业介绍、或向其他企业派遣劳动者等属于违法行为。在日本找工作时，请警惕非法介绍商，以免受害。

日本对招聘劳动者、职业介绍、劳动者派遣等的主要规定如下：

### （1）招聘劳动者

要招聘劳动者时，可以通过报纸等书面形式自由地进行招聘。雇主委托雇员以外的他人进行招聘时，必须先向厚生劳动大臣申报。

### （2）收费职业介绍业务

职业安定法中规定，收费职业介绍必须得到厚生劳动大臣的许可后方可进行。

但是，严禁对港口搬运及建筑等行业进行收费职业介绍。

### （3）劳务输出业务

职业安定法规定，除下述劳动者的派遣方式以外，原则上禁止因他人的要求而将自己雇用的劳动者提供给他人使用。

## 面接と採用について

面接に際しては、「履歴書」を必要とする場合がほとんどです。履歴書は求人者にあなたをアピールする書類ですから、真実を読み易いきれいな字で書くことが大切です。履歴書の用紙は文具店で規格品が販売されています。記入は、黒のペン又はボールペンを使用します。

面接の時間には遅れないように行きましょう。もし、交通機関の遅延等で約束の時間に到着できないときには、「紹介状」に明記された採用担当者に電話連絡しておきましょう。また、面接を事前にキャンセルしたり、その日時を変更したいときには、「紹介状」に明記された採用担当者に電話して相談しておきましょう。

面接の結果、採用になることも、不採用になることもあります。また、採用が決まっても、あなたが希望しない場合にはこれを断ることもできます。そして、採用になる場合、あなたの持っている経験・知識・資格・能力等を考慮して、求人票に書かれていた労働条件よりも低い条件が提示されることがありますので、採用に承諾する場合には、労働条件を求人者によく確認しておくことが大切です。

残念にも不採用だった場合、引き続きハローワークで職業相談等のサポートを続けますので、また窓口にお越しください。

許可や届け出なしに職業紹介事業や労働者派遣事業等を行うことは違法です。日本で仕事を探すときには、違法なブローカーによる被害に遭わないようご注意ください。

日本においては、労働者の募集、職業紹介、労働者派遣等を行うに当たっては、主として次のような規定があります。

### (1) 労働者の募集について

労働者の募集に当たっては、新聞等の文書による募集は自由に行えるものとされています。事業主が自己の雇用する労働者以外の者に募集を行わせる委託募集については、厚生労働大臣の許可が必要です。

### (2) 有料職業紹介事業について

職業安定法では、有料の職業紹介事業は、厚生労働大臣の許可があれば行えることとされています。但し、港湾運送業務に就く職業及び建設業務に就く職業等については有料の職業紹介事業の取扱いは禁止されています。

### (3) 労働者供給事業について

職業安定法では、以下に述べる労働者派遣の形態以外で、他人の求めに応じて自己の支配下にある労働者を提供してその使用に供させる労働者供給事業については、原則として禁止しています。



# 履歴書の書き方について

## —基本事項—

- ★履歴書は応募する会社等との最初の接点です。就職したいという気持ちが伝わるように、偽りは書かず、分かりやすく書きましょう。
- ★履歴書の記入は必ず手書きで行います。黒のボールペンを使い、ていねいに書きます。書き間違えたら修正液を使わず、もう一度書き直しましょう。また、できる限り空欄はないようにしましょう。

**日付**  
面接（郵送）日を記入しましょう。

**学歴**  
学校名は略さず、大学は学部、学科まで正確に記入しましょう。

**免許・資格**  
取得した順番に正式名称で記入しましょう。仕事に関係のない資格や趣味の資格も記入しても構いません。

**現住所**  
都道府県名からアパート等の部屋番号までを記入しましょう。

**写真**  
3ヶ月以内に、胸から上を正面から撮影し、枠線に合わせてまっすぐに貼りましょう。服装はスーツで髪型や表情、メイクに気を配り、爽やかな印象を与えるようにしましょう。スナップ写真やスピード写真はやめましょう。

**履歴書**

氏名		北 希 李 希 純	
生年月日	1998年 8月 2日	性別	男
〒	003-0001	市町村	札幌市
〒	000-0000	区	中央区
〒	000-0000	丁目	1-5
〒	000-0000	番	1-5
〒	000-0000	号	1-5
〒	000-0000	分	1-5
〒	000-0000	秒	1-5

年	月	学歴・職歴(各別に並べて書く)
<b>学歴</b>		
1992	7	精華大学工学部卒業
<b>職歴</b>		
1997	3	要日
1997	4	株式会社〇〇開発入社
2000	2	株式会社〇〇開発退社(一身上の都合により)
2000	5	インターナショナルシステムエンジニアリング入社
2004	7	インターナショナルシステムエンジニアリング退社(一身上の都合により)
		以上

年	月	免許・資格
2000	4	システムアドミニストレーター上級合格
2000	9	日本語能力試験 馬場1級合格
2004	6	TOEIC 900点

自身の勤続、特長、好きな学科など 特長: CAD, 英語 趣味: ヨガ, 水泳	活動時間 約 時間 45分 扶養家族(配偶者を除く) 2人 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 配偶者の扶養義務 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
本人希望記入欄(勤続・職務・勤務時間・勤務地・その他)についての希望などがあれば記入 中国と日本の市場のかけ橋となるような大きな仕事がしたいです。	
保護者(本人が未成年の場合のみ記入) 氏名: _____ 住所: _____	電話 _____

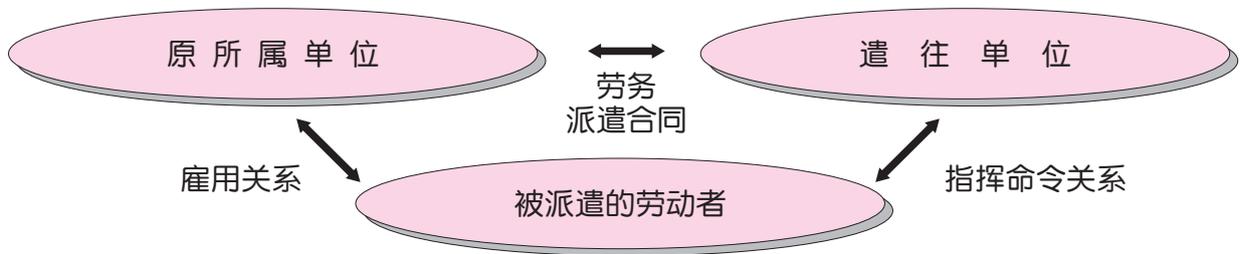
**職歴**  
学歴の最終行から1行あけて書きましょう。社名は略さず、正式名称で記入しましょう。パートタイムやアルバイトも長期の場合は記入しましょう。

**志望動機等**  
なぜ応募したかをよく考えてできるだけ具体的に、アピールしましょう。採用担当者が最も注目する欄です。

**本人希望記入欄**  
希望の職種や勤務地等があれば記入しましょう。

#### (4) 劳务派遣业务

劳务派遣法规定，原所属单位将自己雇用的劳动者派遣到其他单位、让该劳动者接受其支配并为其工作时，必须得到厚生劳动大臣的许可或向厚生劳动大臣提出申报。没有得到许可或没有提出申报而擅自从事劳务派遣属于违法行为。



另外，同法规定禁止向港湾运送业、建筑业、警备业、医疗业（限于医院、诊所、助产所、老人护理保健设施、家庭访问护理业）派遣劳动者。（但介绍预定派遣除外。）除上述业务以外，得到厚生劳动大臣许可及向厚生劳动大臣提出申报的行业，可以派遣劳动者。

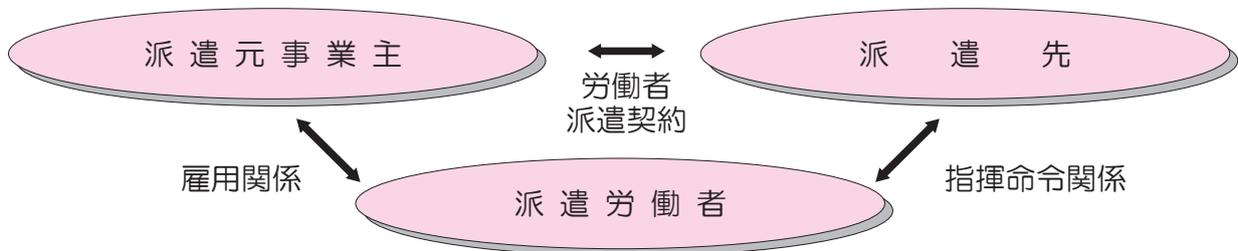
随着在日本工作的外国人的增多，违反职业安定法及劳务派遣法的非法介绍商也有所增加，因此发生了一些外国人被从中剥削或者轻易地被解雇等受害事件。此外，如果这些非法介绍商一旦被揭发的话，受其介绍的劳动者的工作有时也难以得到保障。

找工作时，不要通过这些非法介绍商，请大家利用 HELLO WORK 等公共的就业渠道，或者利用合法的收费职业介绍事业单位和合法的劳务派遣事业单位。

另外，有关特定的某一个收费职业介绍事业单位或劳务派遣事业单位是否已得到法律许可等，请直接向 HELLO WORK 询问。

#### (4) 労働者派遣事業について

労働者派遣法では、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させる労働者派遣事業を行う場合については、厚生労働大臣の許可や厚生労働大臣への届出が必要であるとされています。許可や届出なしで労働者派遣事業を行うことは違法となります。



また、同法においては、港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、医療を受ける者の居宅において行われるものに限る。但し、紹介予定派遣を除く。）において労働者派遣事業を行うことは、禁止されています。労働者派遣事業を行うことができるのは、これら以外の業務のうち厚生労働大臣の許可を得たり厚生労働大臣への届出を行った業務に限られます。

日本において就労する外国人の数が増えるに伴い、職業安定法や労働者派遣法に違反している違法ブローカーを利用するケースや、その結果、賃金の中間搾取や安易な解雇等の被害も生じているケースが増えています。また、これら違法ブローカーが摘発されることにより、そこで働く労働者の就業の場の確保も難しくなる場合もあります。

このような違法ブローカーを利用せず、ハローワークのような公的な就労ルート又は適法な有料職業紹介事業者若しくは労働者派遣事業者を利用しましょう。

また、事業主が有料職業紹介事業や労働者派遣事業の許可等を受けているかどうかについては、ハローワーク又は各都道府県労働局にご照会ください。

### 3 须知的日本劳动基准法律

在日本工作的外国人受到劳动基准法的保护。根据同法令规定雇主有义务做到下列各事项。（摘要）

#### （1）禁止以国籍为由的歧视

雇主不得以劳动者的国籍、信仰或社会地位为由，在工资、劳动时间等劳动条件上给予歧视性待遇。（劳动基准法第3条）

#### （2）明确提示劳动条件

雇主在签订劳动合同时，必须明确提示工资、劳动时间等劳动条件。特别是关于工资、劳动时间等事项及其他命令性规定事项，必须以明确的书面形式（劳动条件通知书等）给予提示。（劳动基准法第15条）

#### （3）禁止强制劳动和从中榨取

雇主不得以暴力、威胁等手段强迫劳动者从事违背其意志的工作。另外，不得以中介他人的就业为职业而从中谋利。（劳动基准法第5条、第6条）

#### （4）禁止规定以不履行劳动合同为由的违约金及预先签定损害赔偿金等合同

对于合同期未届满的辞职者，禁止规定以不履行劳动合同为由的违约金。严禁预先签定损害赔偿合同。（劳动基准法第16条）

#### （5）禁止解雇由于发生劳动灾害而休养的劳动者

原则上禁止解雇因工伤或因病疗养及其后30天之内的劳动者。（劳动基准法第19条）

#### （6）解雇通知

解雇劳动者时，原则上必须至少在30天之前事先通知本人。如果在30天之前没有通知的话，则最低须支付未满30天部分的平均工资（解雇通知津贴）。但是，由于天灾等无法抗拒的原因、企业无法继续维持时及由于劳动者自身原因而被解雇时，则不属于该范畴。但是，上述情况必须接受劳动基准监督署长的解雇通知除外的认定。（劳动基准法第20条、21条）

### 3 知っておくべき日本の労働基準関係法令

日本で働く外国人の方には、労働基準関係法令が適用されます。同法令の規定により事業主にその実施が求められている事項には、次のようなものがあります（抜粋）

#### （1）国籍を理由とする差別的取扱いの禁止

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないとされています。（労働基準法第3条）

#### （2）労働条件の明示

使用者は、労働契約を締結するに当たって、賃金、労働時間その他の労働条件を労働者に明示しなければなりません。特に、賃金、労働時間に関する事項その他の命令で定める事項について、その内容が明らかになる書面（労働条件通知書等）を交付することが必要です。（労働基準法第15条）

#### （3）強制労働・中間搾取の禁止

使用者は、暴行や脅迫等で、労働者の意思に反して労働を強制してはなりません。また、法律に基づいて許される場合のほか、業として他人の就業に介入して利益を得てはなりません。（労働基準法第5条、第6条）

#### （4）労働契約の不履行について違約金、損害賠償額を予定する契約の禁止

契約期間満了前の退職等、労働者側の労働契約不履行について違約金を定めたり、損害賠償の額を予定する契約をすることは禁止されています。（労働基準法第16条）

#### （5）労働災害にあって療養中の労働者に対する解雇の制限

業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間の解雇は原則として禁止されています。（労働基準法第19条）

#### （6）解雇の予告

労働者を解雇する場合には、原則として少なくとも30日前に予告する必要があります。30日前に予告しない場合には30日に不足する日数分以上の平均賃金（解雇予告手当）を支払う必要があります。但し、天災等のやむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合や、労働者の責に帰すべき事由により解雇する場合はこの限りではありませんが、その場合、労働基準監督署長による解雇予告の除外認定を受けることが必要です。（労働基準法第20条、第21条）

### (7) 工资的支付

每个月必须用货币在规定的日期前，将工资全额直接支付给劳动者。但是，税金、雇用保险费、健康保险费、劳资双方协定的工会会费等扣除部分都不包括在全额支付的范围内。(劳动基准法第24条)

### (8) 最低工资

雇主必须向劳动者支付高于最低标准工资的工资(最低工资法第5条)。最低工资根据都、道、府、各县及不同地区、不同行业而设定。

### (9) 劳动时间、假日

雇主不得让劳动者1天工作超过8小时以上、1周超过40小时以上(一部分规模·职种的企业单位为44小时)(劳动基准法第32条、第40条)。

雇主必须给予劳动者1周1天以上或4周4天以上的休息日。(劳动基准法第35条)

### (10) 加班·休息日工作及深夜工作的补贴工资

雇主让劳动者延长法定劳动时间(原则上是1天8小时、1周40小时)劳动、或者在法定休息日(1周1天或4周4天)劳动时，必须依法办理手续。

另外，对于超过法定工作时间的劳动，必须支付按照高于正常劳动时间或劳动日的工资计算额的25%以上的比率、对于在法定休息日的出勤以高于35%以上的比率支付加班费。对于深夜(晚10:00至早5:00)的工作，必须以正常工作时间的工资计算额的25%以上的比率支付补贴工资。(劳动基准法第37条)

### (11) 有薪休假

雇主对于连续工作六个月、出勤率在80%以上的劳动者，应该给予有薪休假。(休假日数按连续工作的年数而不同，但第一年度规定为10天)(劳动基准法第39条)。但是，在利用有薪休假时，劳动者不能集体同时利用或突然使用，请尽可能在事先得到雇主的许可。

### (12) 归还财物

此外，劳动者辞职时，如果提出请求，使用者应在7日以内归还属于该劳动者权利的钱和物品。(此外，雇主必须保管护照以及外国人登录证明书。)(劳动基准法第23条)

### (13) 安全卫生

为了确保劳动者的安全和卫生，雇主应该进行安全卫生教育(雇用时的教育等)、实施健康检查等，同时必须采取防止劳动者发生危险或损害其健康的措施。(劳动安全卫生法第59条、第66条等)

#### (7) 賃金の支払

賃金は、通貨で、労働者に対し直接に、全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払わなければなりません。但し、税金、雇用保険料、健康保険料、労使協定に基づく組合費等の控除は全額払いの例外となります。(労働基準法第24条)

#### (8) 最低賃金

使用者は労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。(最低賃金法第5条)。最低賃金は、都道府県ごとに地域別最低賃金と産業別最低賃金が決められています。

#### (9) 労働時間、休日

使用者は労働者を、1日8時間、1週40時間(一部の規模・業種の事業場については44時間)を超えて労働させてはなりません。(労働基準法第32条、第40条)使用者は労働者に対して毎週少なくとも1日又は4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません。(労働基準法第35条)

#### (10) 時間外・休日労働及び深夜労働の割増賃金

使用者が、法定の労働時間(原則1日8時間、1週40時間)を超えて労働させ、又は法定の休日(週1日又は4週4日)に労働させる場合、法令で定められた一定の手続きが必要です。(労働基準法第36条)

また、法定の労働時間を超える労働に対しては、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の25%以上の率、法定の休日における労働に対しては、35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

さらに、深夜(午後10時から午前5時まで)における労働に対しては、通常の労働時間の賃金の計算額の25%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。(労働基準法第37条)

#### (11) 年次有給休暇

使用者は、6ヵ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。(付与日数は、継続勤務年数により異なりますが、初年度については10日です。)(労働基準法第39条)

#### (12) 金品の返還

また、労働者が退職する際に、請求があった場合、使用者は、7日以内に当該労働者の権利に属する金品を返還しなければなりません。(また、事業主は旅券及び外国人登録証明書を保管してはなりません。)(労働基準法第23条)

#### (13) 安全衛生

事業者は、労働者の安全と衛生を確保するため、安全衛生教育(雇入れ時の教育等)、健康診断の実施等、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を講じなければなりません。(労働安全衛生法第59条、第66条等)

## 4 辞职之际

辞职时，请注意以下各点。

### (1) 由于个人理由而辞职

一般就业规则中对辞职有所规定，请事先确认其内容及手续。另外，民法（第627条）规定，对于没有规定期限的劳动合同，原则上应该在辞职的2周之前提出申请。以一定期间为单位计算薪水时，原则上需要在该期间的前半期中提出下半期以后的辞职申请。

但是，突然提出“辞职”，可能对公司带来业务交接、寻找替补等方面的困难，因此辞职的时期等最好与公司协商。

### (2) 被雇主解雇

所谓“解雇”是指由雇主单方面提出解除劳动合同。关于解雇如3(6)中所述，原则上雇主至少应该在30天之前通知本人，如果在30天之前未通知的话，就最低须支付未满30天部分的平均工资（解雇预告津贴）。（劳动法基准第20条、21条）

凡被日本国内企业所雇用的，一部分临时工等短期劳动者除外，原则上必须享受雇用保险，因此雇用保险的加入者，请在辞职后办理有关手续。

### (1) 雇用保险制度

日本有雇用保险制度。雇用保险制度是为稳定在职劳动者的雇用，为保障失业者的生活安定和帮助其早日就业而向其支付失业金的制度。原则上，即使是外国人，除了1周末满20小时的临时工等短期劳动者之外，在进公司时均需加入雇用保险，如果没有加入，进入公司后请马上向 HELLO EORK 咨询。

失业金是通过劳动者和雇主缴纳的保险金等来支付的，除了外国公务员以及证明在国外已经加入失业保险的人以外，原则上不管是那个国籍（包括无国籍），只要在日本被雇用就要加入雇用保险，并通过雇主发给雇用保险证。

## 4 退職にあたっては

働いていた会社を退職する場合には、以下の点にご留意ください

### (1) 自己都合による退職

退職については、通常就業規則に定めがありますので、あらかじめその内容や手続きについて確認しておきましょう。なお、民法（第627条）によれば、期間に定めのない労働契約の場合は、原則として2週間前に退職の申入れをすること、期間をもって報酬を定めた場合には、原則として、当期の前半において時期以降の退職の申入れをすることが必要です。

なお、急に「辞めたい」と申し入れることは、会社にとっては事務引継や次の人を探さなくてはいけなくなる等困ることもありますので、退職の時期等については会社と十分話し合うことが望ましいでしょう。

### (2) 事業主からの解雇

「解雇」とは、使用者の意思で労働契約を一方的に終了させることです。解雇に当たっては3（6）で述べたように、原則として使用者は労働者に少なくとも30日前にその予告をする必要があります。30日前に予告しない場合には30日に不足する日数分以上の平均賃金（解雇予告手当）を支払う必要があります。（労働基準法第20条、21条）

日本国内の事業所に雇用された方は、パートタイマーなどの短時間労働者のうちの一部を除いて原則的として雇用保険に加入しなければいけません。雇用保険の被保険者となっている方は、退職後に手続きを行ってください

#### (1) 雇用保険制度について

日本では雇用保険制度が設けられています。雇用保険制度は、在職中の労働者の雇用の安定を図り、失業中の労働者に対して、生活の安定と再就職の促進のために失業等給付を行うものです。雇用保険は、外国人の方であっても、1週20時間未満労働のパートタイマー等の短時間労働者等を除いて、原則として必ず加入しなければいけません。入社時に、雇用保険に加入していない場合は、入社後すぐにハローワークにご相談ください。

失業等給付は、労働者と事業主が支払う保険料等によってまかなわれており、日本で雇用されれば外国公務員及び外国の失業保険制度の適用を受けていることが立証された者を除き、原則として国籍（無国籍を含みます。）のいかんに関わらず被保険者となり、事業主を通じて被保険者証が交付されます。

## （2）辞职之后

辞职之后，原则上只要满足以下条件，就可接受失业金（基本补贴）。金额限度为辞职日的翌日起1年以内的规定天数。

- ①已经确认因为辞职而不再成为被保险人。
- ②即使有劳动意志和能力，处于无法就业的状况。
- ③原则上，从辞职日之前1年内被保险人期间合计为6个月以上。

辞职后，请持以下资料至居住地所在的 HELLO WORK 进行求职申请。

- ①辞呈（辞职后向雇主索要或自己申请。）
- ②被保险人证
- ③印章（如果有）
- ④可确认地址和年龄的物品（外国人登录证明书等）以及护照
- ⑤近期照片1张（3×25cm）
- ⑥银行户口（本人名义）

办理“求职”手续后，如给予支付基本津贴的话，将会被指定下次再来 HELLO WORK 的日期并发给“受给资格者证”。请在指定的日期到 HELLO WORK，接受失业认定。从接受了失业认定的当天起支付失业基本补贴。

进行失业认定时，需要将以下情况记载在失业认定申请书上并提交。

- ①接受认定前是否曾就职、就业、兼职或帮助？
- ②兼职或帮助后得到收入时，其日期和金额。
- ③接受认定前是否有求职活动。
- ④目前状态是否能从事 HELLO WORK 介绍的工作。
- ⑤是否开始就业或自己营业，是否有此计划。

此外，办理“求职”手续后，在处于失业状况下的7天（所谓等待期）以内不能领取失业金。另外，在由于自己严重失职而被解雇，或者在无正当理由自动辞职时，等待期限结束后的3个月内不予支付失业金。（所谓支付限制。）

<关于雇用保险制度的详细内容，请与 HELLO WORK 联系确认（请参照第41页）>

## (2) 離職した場合には

離職した場合は、以下の要件を満たせば原則として、離職の日の翌日から起算して1年以内に、決められた日数を限度に失業給付（基本手当）を受給することができます。

- ①離職により被保険者でなくなったことの確認を受けたこと。
- ②労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができない状況にあること。
- ③原則として、離職の日以前の1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること。

離職の後に、

- ①離職票（離職後に事業主にもらうか自分で請求します。）
- ②被保険者証
- ③印鑑（あれば）
- ④住所及び年齢を確認できるもの（外国人登録証明書等）及び旅券（パスポート）
- ⑤最近の写真1枚（3×2.5cm）
- ⑥預金通帳（本人名義）

を持参し、居住地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしてください。

求職の申込みを行った後、基本手当を受けられる資格がある場合には、次回以降、ハローワークに来所する日が指定されるとともに、「受給資格者証」が交付されます。指定された日にはハローワークに行き、失業の認定を受けてください。失業の認定を受けた日について基本手当が支給されることとなります。

失業の認定の際には

- ①認定を受けるまでに、就職、就労、内職又は手伝いをしたかどうか。
  - ②内職又は手伝いをして収入を得た場合は、その日と額。
  - ③認定を受けるまでに、求職活動をしたかどうか。
  - ④ハローワークから紹介された仕事に就くことができる状態にあるかどうか。
  - ⑤就職した若しくは自営をし始めたかどうか、又はいずれかの予定があるかどうか。
- について失業認定申告書に記載し、提出する必要があります。

なお、求職申込みの日以後の失業の状態の7日間は給付は受けられません（待期といえます。）。また、自己の責に帰すべき重大な理由により解雇され、又は正当な理由のない自己都合退職の場合には、待期期間満了後3ヶ月間給付されません（給付制限といえます。）。

<雇用保険の詳細は、最寄りのハローワークまでお願いします。（→41ページ参照）>

## 职业培训

### (1) 职业培训

国家和都、道、府、各县都有实施的机构。国家和都、道、府、各县设置的职业培训设施中有“职业能力开发促进中心”（“工艺中心”）、“生涯职业能力开发促进中心”（“才艺园”）、“职业能力开发大学校”（“工艺学院”）、“职业能力开发校”等。失业者、在职者都可以听课，学费原则上免费。根据情况还可以领到雇用保险的失业补贴（基本津贴、学习津贴、交通津贴）。而且，在培训期间失业补贴的领取日数还有可能增加。

### (2) 教育培训补助制度

教育培训补助制度是支付雇用保险的制度之一。加入雇用保险的年数至开始听讲之日为止超过3年以上等一定条件的雇用保险的加入者（在职者）、或者曾经是保险的加入者（离职者），在接受厚生劳动大臣指定的教育培训后，毕业之际，对本人事先支付给教育培训设施的教育培训费，HELLO WORK 将给予一部分的补助。

<有关职业培训的详细情况，请向 HELLO WORK 询问（请参照第41页）。>

## 職業訓練について

### (1) 公共職業訓練について

実施機関には、国や都道府県がありますが、国や都道府県が設置した職業訓練施設には、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）、職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）、職業能力開発校等があります。失業者、在職者ともに受講が可能で、失業者の受講料は基本的に無料で、雇用保険の失業給付（基本手当、受講手当、通所手当）が受給できる場合もあります。また、訓練期間中は、失業給付が延長される場合もあります。

### (2) 教育訓練給付金制度について

教育訓練給付金制度は、雇用保険の給付制度の一つで、受講開始日現在で雇用保険被保険者であった期間が3年以上ある等の一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった人（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講修了した際に、ハローワークから、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一部が支給される制度です。

<職業訓練の詳細は、最寄りのハローワークまでお願いします。（→41ページ参照）>



## 5 其他各种劳动者能加入的保险制度

### (1) 劳灾保险制度

劳动者灾害补偿保险法规定，使用劳动者的企业，原则上符合劳灾保险的条件。如果由于工作关系及上下班引起的劳动者负伤、疾病、致残或死亡等，企业都应该支付必要的保险。

劳动保险规定的支付内容如下：

#### ①支付疗养（补偿）费

由于工作关系（或上下班）导致的负伤或疾患，在需要疗养时，应支付疗养费。

#### ②支付停工（补偿）费

在上述①疗养期间，由于无法工作而不能领取工资时，从第四天开始支付停工（补偿）费。

#### ③伤病（补偿）年金

由于工作原因（或上下班）导致负伤或由于疾病开始疗养后经过1年零6个月仍未痊愈，处于一定的残疾状态时，支付伤病年金。

#### ④支付残疾（补偿）金

由于工作关系（或上下班）导致负伤或疾患，治愈后仍留有一定残疾时，支付残疾金。

#### ⑤遗孤（补偿）费、葬礼费（支付葬礼费）

由于工作关系（或上下班）导致死亡时，向其遗孤支付遗孤（补偿）费，另外，对于举行葬礼者支付葬礼补助费。

#### ⑥支付护理（补偿）费

对于享受残疾（补偿）年金或伤病（补偿）年金人中，其残疾·伤病的程度需要经常接受或者随时接受护理时，支付护理（补偿）费。

#### ⑦二次健康诊断补偿等

根据劳动安全卫生法进行定期健康诊断等，在肥胖、血压、血糖和血脂这四个项目均为异常情况时，可以进行二次健康诊断并接受特定保健指导（已经患有脑·心脏疾病患者除外）。

<关于劳灾保险制度的详细情况，请与劳动基准监督署联系询问>

## 5 その他の労働者のための保険制度について

### (1) 労災保険制度

労働者災害補償保険法により、労働者を雇用する事業は、原則として、労災保険の適用事業となります。労働者の業務上の事由や通勤による負傷、疾病、障害・死亡等に対しては、必要な保険給付がなされます。

労災保険による給付の内容は、以下のとおりです。

#### ①療養（補償）給付

業務上の事由（又は通勤）による負傷又は疾病について治療を必要とするときに支給されます。

#### ②休業（補償）給付

上記①の療養のため労働することができないため賃金を受けない日について、その4日目から支給されます。

#### ③傷病（補償）年金

業務上の事由（又は通勤）による負傷又は疾病で療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、一定の障害の状態にある場合に支給されます。

#### ④障害（補償）給付

業務上の事由（又は通勤）による負傷又は疾病が治った後に、一定の障害が残った場合に支給されます。

#### ⑤遺族（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）

業務上の事由（又は通勤）により死亡したとき、その遺族に対して遺族（補償）給付が、また、葬祭を行う方に葬祭料（葬祭給付）が支給されます。

#### ⑥介護（補償）給付

障害（補償）年金又は傷病（補償）年金受給者のうち一定の障害・傷病を有している方が、常時又は随時介護を受けている場合に支給されます。

#### ⑦二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果、肥満、血圧、血糖、血中脂質の4項目全てに異常の所見が認められた場合には、二次健康診断及び特定健康指導を受けることができます（既に脳・心臓疾患の病状を有している者を除く。）。

<労災保険制度の詳細は、最寄りの労働基準監督署までお願いします。>

## （2）健康保险制度

只要被雇用单位长期雇用，外国人有资格且必须加入健康保险。

加入健康保险之后，在保险的加入者本人及其被扶养家属生病、受伤等接受治疗时，支付必要的医疗费及津贴。而且在分娩或死亡时也给予支付。不加入保险者，其医疗费全部由本人承担。

## （3）国民健康保险制度

不属于健康保险加入对象的外国人，只要进行了外国人登录并且根据入管法规定将在日本居住1年以上者（包括被认可在日本停留1年以上者在内），原则上可加入国民健康保险。

加入国民健康保险之后，被保险者在疾患或受伤接受诊疗时，能够享受必要的医疗等补贴。在分娩或死亡时也给予支付。不加入保险者，其医疗费全部由本人承担。

## （4）厚生年金、国民年金

即使是外国人，只要被雇用单位长期雇用者，就有资格而且有必要加入厚生年金保险。另外，非长期雇用的外国人，在日本国内有住所的，有资格参加国民年金保险。

加入年金保险之后，在高龄、残疾或者死亡等场合，给予支付年金（即养老金）及津贴。

此外，在日本加入年金保险的外国人自1995年4月起，离开日本后，通过办理申请手续之后，可以领取到一次性的保险解除费。此保险解除费原则上是支付给符合以下条件的申请者，但是必须是在离开日本2年以内申请时才给予支付。

- ①不具有日本国籍。
- ②曾经缴纳6个月以上的厚生年金或国民年金的保险金。
- ③在日本没有住所。
- ④从未有过享受年金（残疾补贴金）的权利。

<关于健康保险制度、年金保险制度的详细情况，请向社会保险事务所询问。关于国民健康保险制度的详细情况，请向市、区、町、村的问询处询问>

## (2) 健康保険制度

適用事業所に常時使用される限り、外国人にも健康保険が適用されますので、これに加入しなければなりません。

健康保険に加入することにより、被保険者やその被扶養者が病気やけがをし、診療を受ける場合に、必要な医療給付や手当金が支給されます。また、出産や死亡した場合にも給付があります。加入していない場合、医療費は全て本人負担となります。

## (3) 国民健康保険制度

健康保険の適用対象とならない外国人の方で、外国人登録を行い、入管法により決定された在留期間が1年以上である方(1年以上日本に滞在すると認められる方を含む。)は原則として国民健康保険が適用されます。

国民健康保険に加入することにより、被保険者が病気やけがをし、診療を受ける場合に、必要な医療給付等が受けられます。出産や死亡の際にも給付があります。加入していないと医療費は全て本人負担となります。

## (4) 厚生年金保険、国民年金保険

外国人についても、適用事業所に常時使用される限り厚生年金保険が適用され、これに加入する必要があります。また、常時使用関係にない外国人であって、日本国内に住所を有する方は国民年金が適用されます。

年金制度に加入することにより、老齢、障害、死亡等の場合には、年金や手当金が支給されます。

また、日本で年金制度に加入していた外国人は1995年4月から、出国後、請求手続きをすることにより脱退一時金が受けられます。脱退一時金は、原則として次の条件のいずれにも該当する者が、出国後2年以内に請求したときに支給されます。

- ①日本国籍を有していないこと。
- ②厚生年金又は国民年金の保険料を6ヵ月以上納めていたこと。
- ③日本に住所を有していないこと。
- ④年金(障害手当金を含む。)の支給を受ける権利を有したことがないこと。

<健康保険制度、年金保険制度の詳細については社会保険事務所まで、国民健康保険制度の詳細は市区町村の窓口までお願いします。>

# 关于外国人劳动者雇用条件和劳动条件的指导方针

## 第 1 宗旨

在一般情况下，由于外国人劳动者在国内没有生活基础，既不太懂日语又不熟悉我国的劳动习惯，因此在就业时就容易发生各种纠纷。

本方针就是为了防止这些事情的发生，在事前先改善雇用管理条列，使外国人劳动者在就业时确保适当的劳动条件及安全卫生而规定了雇主必须考虑的事项。

## 第 2 外国人劳动者的范围

本方针中所述的外国人劳动者不包含永久居留者和特别永久居留者。

另外，本方针也适用于具有出入国管理及难民认定法附表中有关技能实习制度中的“特定活动”的在留资格，并且在雇用关系的情况下为了进修实践性技术及技能等的人（以下简称“技能实习生”）。

## 第 3 关于外国人劳动者的雇用条件及劳动条件所必须考虑的事项

对于外国人劳动者，雇主在遵守关于确保职业安定法、劳动者派遣事业的确切运行以及调整派遣劳动者的就业条件等法律（以下简称“劳动者派遣法”）、雇用保险法、劳动基准法、最低工资法、劳动安全卫生法、劳动者灾害补偿保险法、健康保险法、厚生年金保健法等劳动关系法令以外，务必对以下所述的1~5点采取适当的措施。

### 1. 外国人劳动者的招收及采用的规范化

#### （1）招收

雇主通过中介从国外招收外国人劳动者时，根据职业安定法的规定，必须通过具有职业介绍事业营业许可的单位，不准通过违反职业安定法或者劳动者派遣法的经纪人来招收外国人劳动者。另外，雇主雇用外国人劳动者，通过承包来处理业务时，必须遵守职业安定法及劳动者派遣法，不能以承包合同为名来进行劳动者供给事业或者劳动者派遣事业。

#### （2）录用

雇主在录用外国人劳动者时，必须事前查看护照、外国人登录证明书等来确认其是否有就业的在留资格。另外，雇主在不抵触出入国管理法及难民认定法及其它法律的范围，应对外国人劳动者进行公平合理的选拔录用。

### 2. 确保规范的劳动条件

#### （1）明示劳动条件

##### ①书面的交付

雇主与外国人劳动者签订劳动合同时，必须明确工资和劳动时间等劳动条件的内容，使该外国人劳动者能够理解并书面交付。

##### ②工资说明

雇主必须明确地说明工资的决定、计算及支付方法，而且应该向外国人劳动者说明并使其能够理解工资中扣除的税金、雇用保险费、根据劳资协定而规定的部分扣除，然后再清楚地告诉该外国人劳动者实际支付的工资金额。

# 外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針

## 第1 趣旨

一般に、外国人労働者は、国内に生活基盤を有していないこと、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、就労に当たって各種のトラブル等が生じている。

この指針は、これらを未然に防止し、外国人労働者に関して、雇用管理を改善し、適正な労働条件及び安全衛生を確保しつつ就労できるようにするため、事業主が考慮すべき事項を定めたものである。

## 第2 外国人労働者の範囲

この指針にいう外国人労働者には、永住者及び特別永住者は含まれないものである。

なお、この指針は、技能実習制度における出入国管理及び難民認定法別表の「特定活動」の在留資格をもって雇用関係の下でより実践的な技術、技能等の修得のための活動を行う者（以下「技能実習生」という。）にも適用されるものである。

## 第3 外国人労働者の雇用及び労働条件に関して考慮すべき事項

事業主は、外国人労働者について、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）、雇用保険法、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保健法等の労働関係法令等を遵守するとともに、特に、以下の1～5について適切な措置を講ずるべきである。

### 1 外国人労働者の募集及び採用の適正化

#### (1) 募集等

事業主は、国外から外国人労働者の斡旋を受ける場合には、職業安定法の定めるところにより、職業紹介事業の許可を得ている者から受け入れるものとし、職業安定法又は労働者派遣法に違反するブローカーからは外国人労働者を受け入れないものとする。また、事業主は、外国人労働者を雇用し、請負によって業務を処理するに当たっては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行うことのないように、職業安定法及び労働者派遣法を遵守するものとする。

#### (2) 採用

事業主は、外国人労働者を採用するに当たっては、あらかじめ、旅券、外国人登録証明書等によりその在留資格が就労が認められるものであることを確認するものとする。また、事業主は、外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法その他の法令に抵触しない範囲内で、公平な採用選考に配慮するよう努めるものとする。

### 2 適正な労働条件の確保

#### (1) 労働条件の明示

##### イ 書面の交付

事業主は、外国人労働者との労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、当該外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面を交付するものとする。

##### ロ 賃金に関する説明

事業主は、賃金について明示する際には、賃金の決定、計算及び支払の方法等はもとより、これに関連する事項として税金、雇用保険料、労使協定に基づく一部控除の取扱いについても外国人労働者が理解できるよう説明し、当該外国人労働者に実際に支給する額が明らかとなるよう努めるものとする。

(2) 规范劳动时间的管理

雇主必须遵守法定劳动时间，确保每周的休息日以及规范性地管理劳动时间。

(3) 公开告示劳动基准法等有关法令

雇主必须遵照劳动基准法等有关法令的规定，公开其法律内容并让所有的人都了解。这时，为了促使外国人劳动者也能够理解，有必要使用通俗易懂的说明书等进行教育。

(4) 制作劳动者名单

雇主必须遵照劳动基准法的规定制作劳动者名单和工资帐本。这时，有必要掌握外国人劳动者家属的地址以及其它有紧急事情发生时的连络地址。

(5) 归还贵重物品

雇主不得保管外国人劳动者的护照等物品。另外，根据劳动基准法的规定，外国人劳动者在退职时，应将属于该劳动者的贵重物品归还本人。如果该外国人劳动者在提出申请后七天以内要出国时，必须在其出国之前归还物品。

3. 确保安全卫生

(1) 实施安全卫生教育

雇主对外国人劳动者进行安全卫生教育时，必须使用该外国人劳动者能够理解的方法进行教育。尤其是让外国人劳动者使用机械设备时，必须确实使其理解安全装置以及保护用具的使用方法等。

(2) 为了防止劳动灾害，实施日语教育等

为了使外国人劳动者能够理解避免劳动灾害等的指示，雇主应该对其进行必要的日语教育和基本性的工作手势等学习。

(3) 关于防止劳动灾害的标识及公告等

为了使外国人劳动者理解防止劳动灾害的内容，雇主必须用图解的方式在工作场地内张贴有关防止劳动灾害等的标识和公告。

(4) 实施健康诊断等

根据劳动安全卫生法的规定，雇主必须对外国人劳动者实施健康诊断。在实施健康诊断时，必须使用外国人劳动者容易理解的方法来说明健康诊断的目的和内容。而且，必须根据健康诊断的结果对外国人劳动者实施事后措施，这时，必须使用外国人劳动者容易理解的方法来说明健康诊断的结果、人事决定的必要性和内容。

(5) 实施健康指导和健康咨询

雇主应该利用产业医生及卫生管理人员等对外国人劳动者进行健康指导和健康咨询。

4. 确保正确地支付劳灾保险

(1) 公布劳灾保险制度

雇主在雇用外国人劳动者时，应该使用外国人劳动者容易理解的方法来说明有关劳灾保险的内容及申请支付保险金时的手续。

(2) 关于申请支付保险金等的援助

外国人劳动者在发生了劳动灾害等时，雇主应该帮助外国人劳动者申请支付劳灾保险金及其

- (2) 適正な労働時間の管理  
事業主は、法定労働時間の遵守、週休日の確保をはじめ適正な労働時間管理を行うものとする。
- (3) 労働基準法等関係法令の周知  
事業主は、労働基準法等関係法令の定めるところによりその内容についてその周知を行うものとする。その際には、分かりやすい説明書を用いる等外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (4) 労働者名簿等の調製  
事業主は、労働基準法の定めるところにより労働者名簿、賃金台帳を調製するものとする。その際には、外国人労働者について、家族の住所その他の緊急時における連絡先を把握しておくよう努めるものとする。
- (5) 金品の返還  
事業主は、外国人労働者の旅券等を保管しないようにする。また、外国人労働者が退職する際には、労働基準法の定めるところにより当該外国人労働者の権利に属する金品を返還するものとする。また、請求から7日以内に外国人労働者が出国する場合には、出国前に返還するものとする。

### 3 安全衛生の確保

- (1) 安全衛生教育の実施  
事業主は、外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うものとする。特に、外国人労働者に使用させる機械設備、安全装置又は保護具の使用方法等が確実に理解されるよう留意するものとする。
- (2) 労働災害防止のための日本語教育等の実施  
事業主は、外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めるものとする。
- (3) 労働災害防止に関する標識、掲示等  
事業主は、事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めるものとする。
- (4) 健康診断の実施等  
事業主は、労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断を実施するものとする。その実施に当たっては、健康診断の目的・内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めるものとする。また、外国人労働者に対し健康診断の結果に基づく事後措置を実施するときは、健康診断の結果及び事後措置の必要性・内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めるものとする。
- (5) 健康指導、健康相談の実施  
事業主は、産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導、健康相談を行うよう努めるものとする。

### 4 適正な労災保険給付の確保

- (1) 労災保険制度の周知  
事業主は、外国人労働者に対し、労災保険に関する法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、雇入れ時に外国人労働者が理解できるよう説明を行うこと等により周知を図るものとする。
- (2) 保険給付の請求等についての援助  
事業主は、外国人労働者に係る労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その

它手续，并代办申请手续和进行其它必要的援助。

#### 5. 充实外国人劳动者的雇用稳定性及福利

##### (1) 卫生福利设施

雇主在确保外国人劳动者有适当的住宿以外，还应该保障其能够有充分的机会利用饮食、医疗、教养、文化、体育、娱乐等设施。

##### (2) 生活指导等

为了使外国人劳动者能够顺利地进入日本社会，雇主应该对外国人劳动者进行日语教育和指导其理解日本的生活习惯、文化及风俗等。同时，还要关心外国人劳动者的生活情况。

##### (3) 实施教育训练等

为了提高和开发外国人劳动者的职业能力，雇主应该实施教育训练和其它必要的措施。

##### (4) 避免解雇并提供再就职援助

雇主如欲缩小事业规模等时，不能轻易地解雇外国人劳动者，在不得已的情况下解雇外国人劳动者时，应该取得公共职业安定所及日本人雇用服务中心等的协助，对希望再就职的外国人劳动者进行必要的援助。

##### (5) 援助归国及变更在留资格等

①当雇用的外国人劳动者的在留期限满期时，雇主应当中断与该外国人劳动者的雇用关系，对其办理回国手续等进行必要的指导和帮助。

②外国人劳动者在需要变更在留资格或者更新在留期限时，雇主应该在工作时间及其他各方面给予其必要的关心，协助其办理手续。

#### 第 4 报告外国人劳动者的雇用状况

雇主必须遵照外国人雇用状况报告制度，在每年6月1日向所管辖的公共职业安定所报告有关外国人劳动者的雇用状况。

#### 第 5 选任外国人劳动者的雇用劳务负责人

雇主雇用10名以上外国人劳动者时，根据本指导方针第3项中的规定，必须将人事科长等选任为雇用外国人劳动者的劳务负责人。

而且，雇主根据承包合同使外国人劳动者到发包方雇主的事务所工作时，雇主必须根据需要进行与发包方雇主进行商议，请求协助，使其行使雇用劳务责任人的职务。此外，该发包方雇主接受请求之后，应根据需要确保雇用劳务责任人执行其职责。

#### 第 6 关于技能实习生事项

因为技能实习生也属于被雇用劳动者，所以除了符合从第3到第5中所述事项外，雇主在准备接受技能实习的进修生的场合，必须注意遵守职业安定法规定。如果是通过中介从国外招收进修生时，必须通过具有职业介绍事业许可的单位，才能接受实习生。

#### 第 7 职业安定机关、劳动基准行政机关及其它有关的行政机关的援助和合作

雇主必须得到职业安定机关、劳动基准行政机关及其它有关的行政机关的援助和合作，实施本指导方针中所规定的事项。

他の手続に関し、外国人労働者からの相談に応ずること、当該手続を代行すること、その他必要な援助を行うように努めるものとする。

## 5 外国人労働者の雇用の安定及び福祉の充実

### (1) 福利厚生施設

事業主は、外国人労働者について適切な宿泊の施設を確保するように努めるとともに、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、外国人労働者にも十分な機会が保障されるように努めるものとする。

### (2) 生活指導等

事業主は、外国人労働者の日本社会への対応の円滑化を図るため、外国人労働者に対して日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習等について理解を深めるための指導を行うとともに、外国人労働者からの相談に応じるように努めるものとする。

### (3) 教育訓練の実施等

事業主は、外国人労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### (4) 解雇の予防及び再就職の援助

事業主は、事業規模の縮小等を行おうとするときは、外国人労働者に対して安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等の対象となる外国人労働者で再就職を希望する者に対して、公共職業安定所日系人雇用サービスセンター等の協力を得て、必要な援助を行うように努めるものとする。

### (5) 帰国及び在留資格の変更等の援助

イ 事業主は、その雇用する外国人労働者の在留期間が満了する場合には、当該外国人労働者の雇用関係を終了し、帰国のための諸手続の相談その他必要な援助を行うように努めるものとする。

ロ 外国人労働者が在留資格の変更あるいは在留期間の更新を受けようとするときは手続きを行うに当たっての勤務時間の配慮その他必要な援助を行うように努めるものとする。

## 第4 外国人労働者の雇用状況の報告

事業主は、外国人雇用状況報告制度に沿って、毎年6月1日時点の外国人労働者の雇用に関する状況を、所轄の公共職業安定所に報告するものとする。

## 第5 外国人労働者の雇用労務責任者の選任

事業主は、外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針の第3に定める事項等を管理させるため、人事課長等を外国人労働者の雇用労務に関する責任者として選任するものとする。

なお、事業主が、自ら雇用する外国人労働者を請負契約により注文主である他の事業主の事業所内で就労させる場合には、事業主は、必要に応じ当該注文主である事業主に相談し、協力を求め、雇用労務責任者にその職務を行わせるものとする。また、当該注文主である事業主は、相談を受けた場合、必要に応じて、雇用労務責任者が責務を果たせるよう配慮する。

## 第6 技能実習生に関する事項

技能実習生については、雇用関係の下に置かれることから、第3から第5までに掲げるところによるものとするほか、事業主は、技能実習の予定のある研修生を受け入れる場合には、職業安定法の適用があることに留意し、国外から斡旋を受ける場合には、職業紹介事業の許可を受けている者から受け入れるものとする。

## 第7 職業安定機関、労働基準行政機関その他関係行政機関の援助と協力

事業主は、職業安定機関、労働基準行政機関その他関係行政機関の必要な援助と協力を得て、この指針に定められた事項を実施するものとする。

法務省入国管理局联络处一览、外国人临时居住综合信息中心联络处一览  
法務省入国管理局、外国人在留総合インフォメーションセンター連絡先一覧

法務省入国管理局一览（法務省入国管理局）

★ 在留资格、查证、外国人登录及其他入国管理的相关事宜（在留資格、査証、外国人登録、その他入国管理に関すること）

名称 名称	地址 所在地	电话 電話番号
法務省入国管理局 法務省入国管理局	〒100-8977 東京都千代田区霞关1-1-1 東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111
札幌入国管理局 札幌入国管理局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12 北海道札幌市中央区大通西12	011-261-7502
仙台入国管理局 仙台入国管理局	〒983-0842 宫城县仙台市宫城野区五轮1-3-20 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	022-256-6076
东京入国管理局 東京入国管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 東京都港区港南5-5-30	03-5796-7111
成田机场分局 成田空港支局	〒282-0004 千叶县成田市古込字古込1-1 千葉県成田市古込字古込1-1	0476-34-2222
横滨分局 横浜支局	〒231-0023 横滨市中区山下町37-9 横浜市中区山下町37-9	045-661-5110
名古屋入国管理局 名古屋入国管理局	〒460-0001 爱知县名古屋市中区三丸4-3-1 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2391~2
大阪入国管理局 大阪入国管理局	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	06-6941-0771
关西机场分局 関西空港支局	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1	0724-55-1453
神户分局 神戸支局	〒650-0024 兵库县神戸市中央区海岸通29 兵庫県神戸市中央区海岸通り29	078-391-6377
广岛入国管理局 広島入国管理局	〒730-0012 广岛县广岛市中区上八丁堀6-30 広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-221-4411
高松入国管理局 高松入国管理局	〒760-0033 香川县高松市丸内1-1 香川県高松市丸の内1-1	087-822-5852
福冈入国管理局 福岡入国管理局	〒812-0003 福冈县福岡市博多区下臼井778-1 福岡机场国内线第3候车大厅内 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	092-623-2400
那霸分局 那覇支局	〒900-0022 冲绳县那霸市樋川1-15-15 沖縄県那覇市樋川1-15-15	098-832-4185
东日本入国管理中心 東日本入国管理センター	〒300-1288 茨城县牛久市久野町1766 茨城県牛久市久野町1766	0298-75-1291
西日本入国管理中心 西日本入国管理センター	〒567-0071 大阪府茨木市郡山1-11-1 大阪府茨木市郡山1-11-1	0726-41-8152
大村入国管理中心 大村入国管理センター	〒856-0817 长崎县大村市古贺岛町644-3 長崎県大村市古賀島町644-3	0957-52-2121

## 外国人临时居住综合信息中心联络处一览 (外国人在留総合インフォメーションセンター)

★在留资格、查证、外国人登录及其他入国管理的相关事宜。可用外语（英语、韩语、中文、西班牙语等）。  
(在留資格、査証、外国人登録、その他入国管理に関すること。外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応。)

设置都道府县 設置都道府県	地址 所在地	电话 電話番号
仙台 仙台	〒983-0842 宫城县仙台市宫城野区五轮1-3-20 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	022-298-9014
东京 東京	〒108-0075 东京都港区港南5-5-30 東京都港区港南5-5-30	03-5796-7112
横浜 横浜	〒231-0023 横浜市中区山下町37-9 神奈川県横浜市中区山下町37-9	045-651-2851~2
名古屋 名古屋	〒460-0001 爱知县名古屋市中区三丸4-3-1 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-973-0441~2
大阪 大阪	〒543-0074 大阪府大阪市天王寺区六万体的町1-9 大阪府大阪市天王寺区六万体的町1-9	06-6774-3409~10
神户 神戸	〒650-0024 兵库县神户市中央区海岸通29 兵庫県神戸市中央区海岸通り29	078-326-5141
广岛 広島	〒730-0012 广岛县广岛市中区上八丁堀6-30 広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-502-6060
福冈 福岡	〒812-0003 福冈县福冈市博多区下臼井778-1 福岡机场国内线第3候车大厅内 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	092-626-5100

提供翻译服务的公共职业安定所（截止2005年2月）一览  
 通訳を配置しているハローワーク一覧（2005年2月現在）

都道府县 都道府県	安定所名称 設置所	所在地 所在地	服务时间(12:00~13:00除外) 取扱時間	语言 言語
北海道 北海道	札幌所 札幌所	〒064-8609 札幌市中央区南10条西14丁目 札幌市中央区南10条西14丁目 Tel 011-562-0101	星期四 13:00 ~ 17:00 木 星期三 9:00 ~ 12:00或13:00 ~ 17:00 上下午隔周轮换 水9:00~12:00と13:00~17:00の 1週交替	英语 英語 汉语 中国語
宫城县 宮城県	仙台所 仙台所	〒983-0852 仙台市宫城野区榴岡4-2-3 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 Tel 022-299-8811	星期二・四 9:00 ~ 12:00 火・木	汉语 中国語
福岛县 福島県	郡山所 郡山所	〒963-8609 郡山市方八町2-1-26 郡山市方八町2-1-26 Tel 024-942-8609	星期四 8:30 ~ 17:00 木	汉语 中国語
茨城县 茨城県	水户所 水戸所	〒310-8509 水戸市水府町1573-1 水戸市水府町1573-1 Tel 029-231-6221	星期二・四 10:00 ~ 15:00 火・木	英语・葡萄牙语 英語・ポルトガル語
	下馆所 下館所	〒308-0821 下館市大字成田628-1 下館市大字成田628-1 Tel 0296-22-2188~9	星期三・五 10:00 ~ 15:00 水・金	西班牙语 スペイン語
	土浦所 土浦所	〒300-0051 土浦市真鍋1-18-19 土浦市真鍋1-18-19 Tel 0298-22-5124~6	星期三・五 10:00 ~ 15:00 水・金 星期一 10:00 ~ 15:00 月	英语 英語 汉语 中国語
栃木县 栃木県	宇都宫所 宇都宮所	〒321-0964 宇都宮市駅前通1-3-1 Fumixstem Bldg. 2楼 宇都宮市駅前通り1-3-1 フミックステムビル2階 Tel 028-623-8609	星期一~五 9:30 ~ 16:30 月~金	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	真冈所 真岡所	〒321-4305 真岡市荒町5101 真岡市荒町5101 Tel 0285-82-8655	星期三・五 13:00 ~ 17:00 水・金	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
群馬县 群馬県	前桥所 前橋所	〒379-2154 前桥市天川大島町130-1 前橋市天川大島町130-1 Tel 027-290-2111	星期一 13:00 ~ 17:00 月 星期四 9:00 ~ 14:00 木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	伊势崎所 伊勢崎所	〒372-0006 伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎市太田町554-10 Tel 0270-23-8609	星期二・三 13:00 ~ 17:00 火・水 星期五 9:00 ~ 14:00 金	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	太田所 太田所	〒373-0851 太田市饭田町893 1楼 太田市飯田町893 1階 Tel 0276-46-8609 (外国人就业服务台) Tel 0276-60-3192 (太田 NIKKEIS)	星期二・五 9:00 ~ 17:00 火・金 星期三 9:00 ~ 14:00 水 星期一 10:00 ~ 17:00 月 星期二・三・五 9:00 ~ 14:00 火・水・金 星期四 10:00 ~ 17:00 木	葡萄牙语 ポルトガル語 西班牙语 スペイン語
埼玉县 埼玉県	川口所 川口所	〒332-0031 川口市青木3-2-7 川口市青木3-2-7 Tel 048-251-2901	星期二・四 10:00 ~ 16:00 火・木 星期四 10:00 ~ 16:00 木 星期二 10:00 ~ 16:00 火 星期三 10:00 ~ 16:00 水	英语 英語 葡萄牙语 ポルトガル語 西班牙语 スペイン語 汉语 中国語

都道府县 都道府県	安定所名称 設置所	所在地 所在地	服务时间(12:00~13:00除外) 取扱時間	语言 言語
	熊谷所 熊谷所	〒360-0014 熊谷市箱田5-7-2 熊谷市箱田5-7-2 Tel 048-522-5656	星期三 10:00 ~ 16:00 水 星期二 10:00 ~ 16:00 火	英语・汉语 英語・中国語 西班牙语 スペイン語
	大宮所 大宮所	〒330-0852 SAITAMA 市大宮区大成町1-525 さいたま市大宮区大成町1-525 Tel 048-667-8609	星期五 10:00 ~ 16:00 金 星期一 10:00 ~ 16:00 月	英语・葡萄牙语 英語・ポルトガル語 西班牙语 スペイン語
	川越所 川越所	〒350-1118 川越市丰田本277-3 川越市豊田本277-3 Tel 049-242-0197	星期一・四 10:00 ~ 16:00 月・木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	浦和所 浦和所	〒330-0061 SAITAMA 市浦和区常盤5-8-1 さいたま市浦和区常盤5-8-1 Tel 048-832-2461	星期五 10:00 ~ 16:00 金 星期三 10:00 ~ 16:00 水	英语・葡萄牙语 英語・ポルトガル語 汉语 中国語
	春日部所 春日部所	〒344-0036 春日部市下大増新田61-3 春日部市下大増新田61-3 Tel 048-736-7611	星期二・四 10:00 ~ 16:00 火・木	英语・汉语 英語・中国語
	草加所 草加所	〒340-8509 草加市弁天町4-10-7 草加市弁天4-10-7 Tel 048-931-6111	星期四 10:00 ~ 16:00 木 星期三・五 10:00 ~ 16:00 水・金	汉语 中国語 西班牙语 スペイン語
千叶县 千葉県	千叶所 千葉所	〒261-0001 千叶市美滨区幸町1-1-3 Hellowork Chiba 3楼 千葉市美滨区幸町1-1-3 ハローワークちば3階 Tel 043-238-1241	星期一~五 9:30 ~ 16:30 月~金 星期一・二 9:30 ~ 16:30 月・火 星期四・五 9:30 ~ 16:30 木・金	英语 英語 西班牙语 スペイン語 葡萄牙语 ポルトガル語
	市川所 市川所	〒272-0023 市川市南八幡5-11-21 市川市南八幡5-11-21 Tel 047-370-8609	星期一・四 10:00 ~ 15:00 月・木	西班牙语 スペイン語
	松戸所 松戸所	〒271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸大廈3楼 松戸市松戸1307-1 松戸ビルディング3階 Tel 047-367-8609	星期二・五 10:00 ~ 15:00 火・金	西班牙语 スペイン語
	船橋所 船橋所	〒273-0011 船橋市湊町2-10-17 船橋市港町2-10-17 Tel 047-431-8287~9	星期二・四 10:00 ~ 15:00 火・木 星期一 10:00 ~ 15:00 月	英语・西班牙语 英語・スペイン語 汉语 中国語
	成田所 成田所	〒286-0036 成田市加良部3-4-2 成田市加良部3-4-2 Tel 0476-27-1431	星期三・四・五 10:00 ~ 15:00 水・木・金	英语・西班牙语 英語・スペイン語
东京都 東京都	东京外国人 就业服务中心 東京外国人 雇用サービス センター	〒160-8489 東京都新宿区歌舞伎町2-42-10 新宿区歌舞伎町2-42-10 Tel 03-3204-8609 (总机) (代表)	→47p 星期一~五 9:00 ~ 17:00 月~金	英语・葡萄牙语 英語・ポルトガル語 西班牙语・汉语 スペイン語・中国語
	立川所 立川所	〒190-8509 立川市錦町1-9-21 立川市錦町1-9-21 Tel 042-525-8609	星期一~五 9:00 ~ 17:00 月~金	英语・汉语 英語・中国語
	大森所 大森所	〒143-8588 大田区大森北4-16-7 大田区大森北4-16-7 Tel 03-5493-8609	星期二 10:00 ~ 16:00 火	越南语 ベトナム語
神奈川县 神奈川県	横浜所 横浜所	〒231-0005 横浜市中区本町3-30 横浜市中区本町3-30 Tel 045-663-8609	星期一 9:00 ~ 16:00 月 星期四 9:00 ~ 16:00 木	英语・葡萄牙语・西班牙语 英語・ポルトガル語・スペイン語 葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語

都道府县 都道府県	安定所名称 設置所	所在地 所在地	服务时间(12:00~13:00除外) 取扱時間	语言 言語
	川崎所 川崎所	〒210-0002 川崎市川崎区榎町9-4 川崎市川崎区榎町9-4 Tel 044-244-8609	星期二 9:00 ~ 16:00 火 星期三 9:00 ~ 16:00 水 星期五 9:00 ~ 16:00 金	西班牙语 スペイン語 汉语 中国語 葡萄牙语 ポルトガル語
	平塚所 平塚所	〒254-8578 平塚市松風町2-7 平塚市松風町2-7 Tel 0463-24-8609	星期二・四 9:00 ~ 16:00 火・木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	藤泽所 藤沢所	〒251-0054 藤泽市朝日町5-12 藤泽劳动综合厅舍 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎 Tel 0466-23-8609	星期二・四 9:00 ~ 16:00 火・木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	厚木所 厚木所	〒243-0003 厚木市寿町3-7-10 厚木市寿町3-7-10 Tel 046-296-8609	星期三・五 9:00 ~ 16:00 水・金	英语・葡萄牙语・西班牙语 英語・ポルトガル語・スペイン語
	大和所 大和所	〒242-0018 大和市深見西3-3-21 大和市深見西3-3-21 Tel 046-260-8609	星期二・五 9:00 ~ 16:00 火・金	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
新潟县 新潟県	新潟所 新潟所	〒950-0901 新潟市弁天2-2-18 新潟 KS 大厦 新潟市弁天2-2-18 新潟KSビル Tel 025-240-4510	第一、第三个星期三 13:00 ~ 17:00 第1第3水 第二、第四个星期三 13:00 ~ 17:00 第2第4水	英语・汉语 英語・中国語 英语・葡萄牙语・西班牙语 英語・ポルトガル語・スペイン語
富山县 富山県	富山所 富山所	〒930-0857 富山市奥田新町45 富山市奥田新町45 Tel 076-431-8609	星期五 13:00 ~ 17:00 金	葡萄牙语 ポルトガル語
	高冈所 高岡所	〒933-0902 高冈市向野町3-43-4 高岡市向野町3-43-4 Tel 0766-21-1515	星期三 13:00 ~ 17:00 水	葡萄牙语 ポルトガル語
石川县 石川県	金泽所 金沢所	〒920-8609 金泽市鸣和1-18-42 金沢市鳴和1-18-42 Tel 076-253-3033	星期四 13:00 ~ 17:00 木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
福井县 福井県	福井所 福井所	〒910-8509 福井市大手2-22-18 福井市大手2-22-18 Tel 0776-23-0174	星期二・第一、第三个星期三 13:00 ~ 17:00 火・第1第3水	英语・葡萄牙语・西班牙语・法语 英語・ポルトガル語・スペイン 語・フランス語
	武生所 武生所	〒915-0814 武生市中央2-8-23 武生市中央2-8-23 Tel 0778-22-4078	第二、第四个星期四 13:00 ~ 17:00 第2・4木	英语・葡萄牙语・西班牙语・法语 英語・ポルトガル語・スペイン 語・フランス語
山梨县 山梨県	甲府所 甲府所	〒400-0851 甲府市住吉1-17-5 甲府市住吉1-17-5 Tel 055-232-6060	星期一・二・四 8:30 ~ 12:00 月・火・木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
长野县 長野県	长野所 長野所	〒380-0935 长野市中御所3-2-3 長野市中御所3-2-3 Tel 026-228-1300	星期一 13:00 ~ 17:00 月 星期五 13:00 ~ 17:00 金	汉语 中国語 葡萄牙语 ポルトガル語
	松本所 松本所 (Hellowork Plaza 松本) (ハローワーク プラザ松本)	〒390-0815 松本市深志1-4-25 松本富国生命站前大厦5楼 松本市深志1-4-25 松本フコク生命駅前ビル5階 Tel 0263-36-0810	星期一・五 8:30 ~ 12:00 月・金 第一、第三个星期四 13:00 ~ 17:00 第1第3木	英语・葡萄牙语 英語・ポルトガル語 汉语 中国語

都道府县 都道府県	安定所名称 設置所	所在地 所在地	服务时间(12:00~13:00除外) 取扱時間	语言 言語
	上田所 上田所	〒386-8609 上田市天神2-4-70 上田市天神2-4-70 Tel 0268-23-8609	星期一 8:30 ~ 12:00 月 星期五 13:00 ~ 17:00 金 星期四 8:30 ~ 12:00 木	葡萄牙语 ポルトガル語 汉语 中国語
	飯田所 飯田所	〒395-8609 飯田市大久保町2637-3 飯田市大久保町2637-3 Tel 0265-24-8609	星期二・四 13:00 ~ 17:00 火・木	汉语 中国語
	諏訪所 諏訪所	〒392-0021 諏訪市上川3-2503-1 諏訪市上川3-2503-1 Tel 0266-58-8609	星期二・五 13:00 ~ 17:00 火・金	葡萄牙语 ポルトガル語
岐阜县 岐阜県	岐阜所 岐阜所	〒500-8157 岐阜市五坪1-9-1 岐阜市五坪1-9-1 Tel 058-247-3211	星期二・四 13:00 ~ 16:00 火・木	葡萄牙语 ポルトガル語
	大垣所 大垣所	〒503-0893 大垣市藤江町1-1-8 大垣市藤江町1-1-8 Tel 0584-73-8609	星期二・四 8:30 ~ 11:30 火・木 星期五 13:00 ~ 16:00 金	葡萄牙语 ポルトガル語
	多治见所 多治見所	〒507-0037 多治见市音羽町5-39-1 多治見市音羽町5-39-1 Tel 0572-22-3381	星期二・四 13:00 ~ 16:00 火・木	英语・葡萄牙语 英語・ポルトガル語
	中津川所 中津川所	〒508-0045 中津川市 KAYANO 木町4-3 中津川市かやの木町4-3 Tel 0573-66-1337	星期四 13:00 ~ 16:00 木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
静岡県 静岡県	静岡所 静岡所	〒422-8045 静岡市西島235-1 静岡市西島235-1 Tel 054-238-8609	星期一・五 13:00 ~ 16:00 月・金	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	滨松所 浜松所	〒432-8537 滨松市浅田町50-2 滨松市浅田町50-2 Tel 053-457-1622	星期二~五 9:00 ~ 16:00 火~金	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	沼津所 沼津所	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津市市場町9-1 Tel 0559-31-0145	星期二・四 9:00~12:00 火・木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	清水所 清水所	〒424-0825 清水市松原町2-15 清水市松原町2-15 Tel 0543-51-8609	星期二・四 13:00 ~ 16:00 火・木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	磐田所 磐田所	〒438-0086 磐田市見附3599-6 磐田市見附3599-6 Tel 0538-32-6181	星期二・三 9:00 ~ 12:00 火・水	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
爱知县 愛知県	名古屋中所 名古屋中所	〒450-0003 名古屋市中村区名驿南2-14-19 名古屋市中村区名駅南2-14-19 Tel 052-561-3781	星期一~五 9:30 ~ 16:00 月~金	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	名古屋南所 名古屋南所	〒456-8503 名古屋市热田区旗屋2-22-21 名古屋市熱田区旗屋2-22-21 Tel 052-681-1211	星期一・四 9:30 ~ 16:30 月・木	葡萄牙语 ポルトガル語
	丰桥所 豊橋所	〒440-8507 丰桥市大国町111 豊橋市大国町111 Tel 0532-52-7191	星期一・三・五 9:30 ~ 16:30 月・水・金	葡萄牙语 ポルトガル語

都道府县 都道府県	安定所名称 設置所	所在地 所在地	服务时间(12:00~13:00除外) 取扱時間	语言 言語
	冈崎所 岡崎所	〒444-0813 冈崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎市羽根町字北乾地50-1 Tel 0564-52-8609	星期一・三 9:30 ~ 16:30 月・水	葡萄牙语 ポルトガル語
	一宫所 一宮所	〒491-8509 一宫市八幡4-8-7 一宮市八幡4-8-7 Tel 0586-45-2048	星期三・五 9:30 ~ 16:30 水・金	葡萄牙语 ポルトガル語
	丰田所 豊田所	〒471-8609 丰田市常盤町3-25-7 豊田市常盤町3-25-7 Tel 0565-31-1400	星期一・二・三 9:30 ~ 16:30 月・火・木	葡萄牙语 ポルトガル語
	刈谷所 刈谷所	〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3 刈谷市若松町1-46-3 Tel 0566-21-5001	星期二・四 9:30 ~ 16:30 火・木	葡萄牙语 ポルトガル語
	犬山所 犬山所	〒484-8609 犬山市松本町2-10 犬山市松本町2-10 Tel 0568-61-2185	星期二・四 9:30 ~ 16:30 火・木	葡萄牙语 ポルトガル語
三重县 三重県	四日市所 四日市所	〒510-0093 四日市市本町3-95 四日市市本町3-95 Tel 0593-53-5566	星期二・五 9:00 ~ 12:00 火・金	葡萄牙语 ポルトガル語
	津所 津所	〒514-8521 津市岛崎町327-1 津市島崎町327-1 Tel 059-228-9161	星期三 13:00 ~ 16:00 水	葡萄牙语 ポルトガル語
	铃鹿所 鈴鹿所	〒513-8609 铃鹿市神戸9-13-3 鈴鹿市神戸9-13-3 Tel 0593-82-8609	星期二・四 8:30 ~ 12:00 火・木	葡萄牙语 ポルトガル語
滋贺县 滋賀県	大津所 大津所	〒520-0043 大津市中央4-6-52 大津市中央4-6-52 Tel 077-522-3773	星期二・四 13:00 ~ 17:00 火・木	葡萄牙语 ポルトガル語
京都府 京都府	京都七条所 京都七条所	〒600-8235 京都市下京区东油小路町893 京都市下京区東油小路町893 Tel 075-341-8609	星期二 13:00 ~ 17:00 火 星期四 13:00 ~ 17:00 木 星期五 13:00 ~ 17:00 金	葡萄牙语 ポルトガル語 英語 英語 西班牙语 スペイン語
	伏见所 伏見所	〒612-8058 京都市伏见区风吕屋町232 京都市伏見区風呂屋町232 Tel 075-602-8609	星期二・五 13:00 ~ 17:00 火・金	汉语 中国語
大阪府 大阪府	大阪外国人 就业服务中心 大阪外国人 雇用サービス センター	〒530-0015 大阪市北区中崎西2-4-12 梅田中心大楼9楼 大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル9階 Tel 06-6485-6142	→47p 星期一 ~ 五 10:00 ~ 16:00 月~金 ※但星期五到18点为止。 ※但し、金は18時まで 星期一 ~ 五 13:00 ~ 18:00 月~金 星期一 ~ 五 13:00 ~ 18:00 月~金 星期一・三・四 13:00 ~ 18:00 月・水・木 ※但第一个星期四除外。 ※但し、第1木は除く	英语 英語 葡萄牙语 ポルトガル語 汉语 中国語 西班牙语 スペイン語

都道府县 都道府県	安定所名称 設置所	所在地 所在地	服务时间(12:00~13:00除外) 取扱時間	语言 言語
	堺所 堺所	〒590-0028 堺市三国丘御幸通152 堺 JORNO 大楼8楼 堺市三国ヶ丘御幸通152 堺ジョルノビル8階 Tel 072-222-5049	第二、第四个星期一 13:00 ~ 17:00 第2第4月 星期四 13:00 ~ 17:00 木 星期一・二 13:00 ~ 17:00 月・火 但第二、第四个星期一除外。 ※但し第2、4月は除く 第一、第三个星期五 第1第3金	英语 英語 葡萄牙语 ポルトガル語 汉语 中国語 西班牙语 スペイン語
兵库县 兵庫県	神戸所 神戸所	〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1 神戸市中央区相生町1-3-1 Tel 078-362-8609	星期一 10:00 ~ 16:00 月 星期二 9:00 ~ 17:00 火 星期四 13:00 ~ 17:00 木	汉语 中国語 汉语 中国語 英语・葡萄牙语・西班牙语 英語・ポルトガル語・スペイン語
	姫路所 姫路所	〒670-0947 姫路市北条字中道250 姫路市北条字中道250 Tel 0792-22-8609	星期三・五 13:00 ~ 17:00 水・金	英语・葡萄牙语・西班牙语 英語・ポルトガル語・スペイン語
奈良县 奈良県	奈良所 奈良所 (Work Plaza 奈良) (ワークプラザなら)	〒630-8115 奈良市大宮町4-296-1 白鸟大厦1楼 奈良市大宮町4-296-1 白鳥ビル1階 Tel 0742-36-8010	星期二 13:00 ~ 17:00 火 星期三 13:00 ~ 17:00 水	葡萄牙语 ポルトガル語 汉语 中国語
冈山县 岡山県	倉敷中央所 倉敷中央所	〒710-0834 倉敷市笹沖1378-1 倉敷市笹沖1378-1 Tel 086-424-3333	星期三 13:00 ~ 17:00 水	葡萄牙语 ポルトガル語
	倉敷中央所 倉敷中央所 (总社出張所) (総社出張所)	〒710-0834 总社市中央3-15-1111 総社市中央3-15-1111 Tel 0866-92-6001	星期五 13:00 ~ 17:00 金	葡萄牙语 ポルトガル語
广岛县 広島県	广岛所 広島所	〒730-8513 广岛市中区上八丁堀8-2 広島市中区上八丁堀8-2 Tel 082-227-1644	星期一~四 8:30 ~ 17:00 月~木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
	福山所 福山所	〒720-8609 福山市东樱町3-12 福山市東桜町3-12 Tel 084-923-8609	星期一・三・五 9:00 ~ 17:00 月・水・金	英语・葡萄牙语・西班牙语 英語・ポルトガル語・スペイン語
香川县 香川県	高松所 高松所	〒761-8566 高松市花ノ宮町2-2-3 高松市花ノ宮町2-2-3 Tel 087-869-8609	星期二 8:30 ~ 12:00 火 星期四 13:00 ~ 17:00 木	葡萄牙语・西班牙语 ポルトガル語・スペイン語
福冈县 福岡県	福岡中央所 福岡中央所	〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19 福岡市中央区赤坂1-6-19 Tel 092-712-8609	星期三 13:00 ~ 17:00 水 星期二・四 13:00 ~ 17:00 火・木	英语 英語 汉语 中国語
大分县 大分県	别府所 別府所	〒874-0902 别府市青山町11-22 別府市青山町11-22 Tel 0977-23-8609	星期一 13:00 ~ 17:00 月 星期三 13:00 ~ 17:00 水 星期五 13:00 ~ 17:00 金	英语 英語 汉语 中国語 韩语 韓国語

## 东京外国人雇用服务中心

### ★所在地・联系地址

〒160-8489

东京都新宿区歌舞伎町2-42-10

电话 03-3204-8609 (总机)

传真 03-3204-8619

URL : <http://www.tfemploy.go.jp>

### ★接待时间

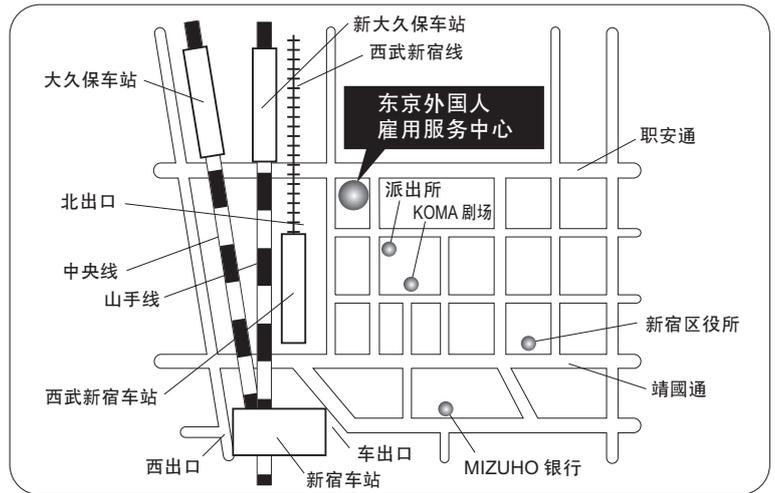
8:30~17:00 (星期六、日、节假日休息)

### ★最近的车站

从西武新宿车站的北口 徒步1分钟

从JR 新宿车站 徒步10分钟

从JR 新大久保车站 徒步8分钟



## 大阪外国人雇用服务中心

### ★所在地・联系地址

〒130-0015

大阪府大阪市北区中崎西2-4-12

梅田中心大楼9楼

电话 06-6485-6142

传真 06-6485-6144

URL : <http://www.gakusen-unet.ocn.ne.jp>

### ★接待时间

10:00~18:00 (星期六、日、节假日休息)

### ★最近的车站

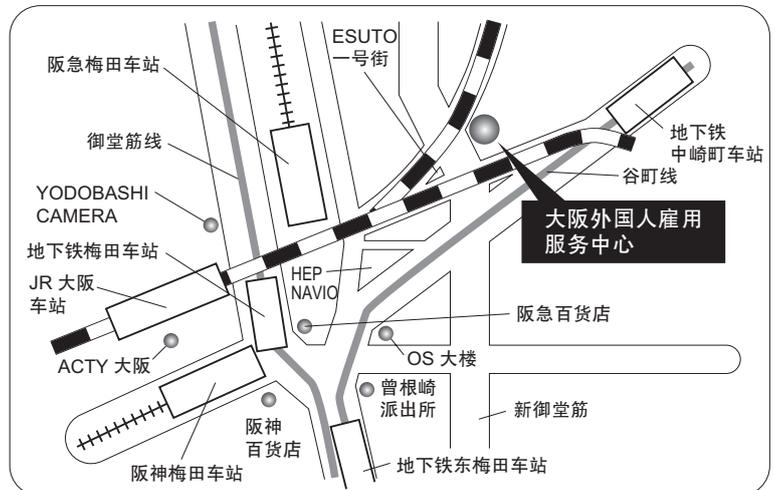
从阪急梅田车站 徒步6分钟

从地下铁梅田车站·东梅田车站 徒步6分钟

从JR 大阪车站 徒步9分钟

从阪神梅田车站 徒步9分钟

从地下铁西梅田车站 徒步9分钟



## 東京外国人雇用サービスセンター

### ★所在地・連絡先

〒160-8489

東京都新宿区歌舞伎町2-42-10

TEL : 03-3204-8609 (大代表)

FAX : 03-3204-8619

URL : <http://www.tfemploy.go.jp>

### ★受付時間

8:30~17:00

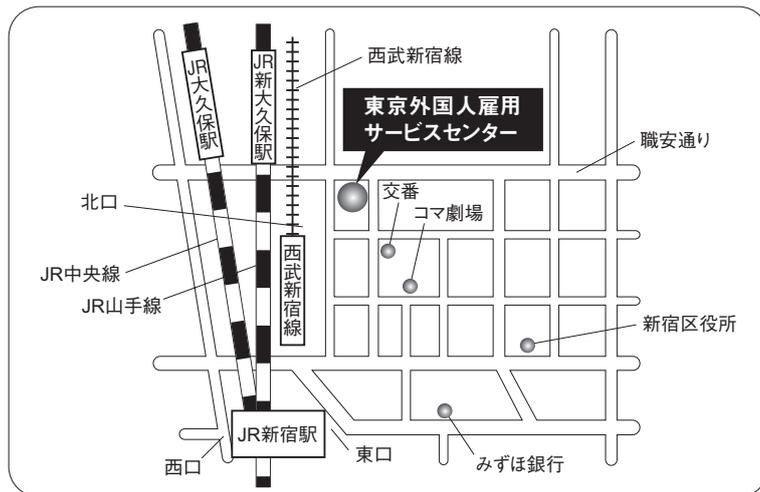
(土・日・祝日は休み)

### ★最寄り駅

西武新宿線北口 徒歩1分

JR新宿駅 徒歩10分

JR新大久保駅 徒歩8分



## 大阪外国人雇用サービスセンター

### ★所在地・連絡先

〒530-0015

大阪府大阪市北区中崎西2-4-12

梅田センタービル9階

TEL : 06-6485-6142

FAX : 06-6485-6144

URL : <http://www.gakusen-unet.ocn.ne.jp>

### ★受付時間

10:00~18:00

(土・日・祝日は休み)

### ★最寄り駅

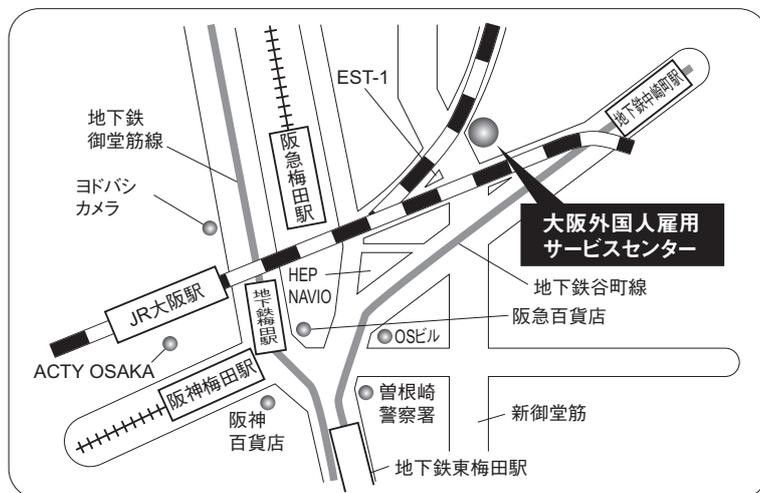
阪急梅田駅 徒歩6分

地下鉄梅田駅・東梅田駅 徒歩6分

JR大阪駅 徒歩9分

阪神梅田駅 徒歩9分

地下鉄西梅田駅 徒歩9分



关于职业咨询及介绍就单位等，请向附近的公共职业安定所询问。  
<職業相談、就職先のあっせん等については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。>